

しんらいレポート 2004

平成15年度 決算のご報告



はじめに



ご契約者をはじめ皆様方には日頃より格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は、平成8年8月、共栄火災海上保険株式会社の全額出資の生命保険会社として設立されました。以来、順調に業績を伸ばし、平成15年度におきましても、引き続き単年度黒字を計上することができました。これもひとえに皆様方の暖かいご支援の賜物であると深く感謝しております。

生命保険事業は公共性、社会性の高い事業であることから、経営の健全性、透明性を確保し、お客様のご期待にお応えできるより良い商品・サービスをご提供することにより、お客様から信頼を得ること、ひいては社会の信頼にお応えしていくことが大切であると考えております。「共栄火災しんらい生命」という社名はこのことへの強い思いに由来しており、今後も大切にしていまいります。

当社は、開業時より「お客様にとってわかりやすい保険のご提供」をコンセプトとし、何のために生命保険に加入するのか、そのためにはどのような契約内容が最適で、どのくらいの保障額が必要であるのかをお客様ご自身にご納得いただくことを基本とした営業活動を展開してまいりました。おかげさまで、多くのお客様にご愛顧をいただき、平成15年度の保有契約高は1兆707億円で前年比1.1%増となり、また、保険料収入につきましても145億27百万円で前年比9.7%増となり、当期純利益は29百万円となるなど、業績は順調に進展しております。

当社の経営活動についてご契約者をはじめとする皆様により一層のご理解をしていただけますよう、ディスクロージャー誌「しんらいレポート2004」を作成いたしました。本冊子が皆様のお役に立てば幸いです。

私ども共栄火災しんらい生命の役員・社員一同は、今後ともお客様を原点との認識に立ち、お客様のニーズに即した良質かつ多様な保険サービスをご提供していくとともに健全かつ適正な業務の運営を推し進めていく所存でございます。どうぞ皆様の変わらぬご愛顧とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成16年7月

取締役社長 壹本正樹

CONTENTS

I. 共栄火災しんらい生命の平成15年度事業概況について

- I 共栄火災しんらい生命の平成15年度事業概況について……………1

II. 会社の概況及び組織

- II-1 沿革……………5
- II-2 経営の組織……………5
- II-3 店舗網一覧……………6
- II-4 資本金の推移……………6
- II-5 株式の総数……………6
- II-6 株式の状況……………6
- II-7 主要株主の状況……………6
- II-8 取締役及び監査役……………7
- II-9 従業員の在籍・採用状況……………8
- II-10 平均給与（内勤職員）……………8
- II-11 平均給与（営業職員）……………8

III. 保険会社の主要な業務の内容

- III-1 主要な業務の内容……………9
- III-2 経営方針……………9

IV. 直近事業年度における事業の概況

- IV-1 直近事業年度における事業の概況……………10
- IV-2 契約者懇談会開催の概況……………12
- IV-3 お客様相談窓口の設置とご相談・お申し出の状況……………12
- IV-4 ご契約者に対する情報提供の実態……………12
- IV-5 商品に対する情報及びデメリット情報の提供の方法……………14
- IV-6 代理店教育・研修の概略……………15
- IV-7 新規開発商品の状況……………16
- IV-8 保険商品一覧……………17
- IV-9 情報システムに関する状況……………25
- IV-10 公共福祉活動、厚生事業団活動の概況……………25

V. 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

- V-1 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標……………26

VI. 財産の状況

- VI-1 貸借対照表……………27
- VI-2 損益計算書……………29
- VI-3 キャッシュ・フロー計算書……………31
- VI-4 損失処理に関する書面……………32
- VI-5 債務者区分による債権の状況……………32
- VI-6 リスク管理債権の状況……………33
- VI-7 保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）……………33
- VI-8 有価証券等の時価情報……………34
- VI-9 経常利益等の明細（基礎利益）……………36
- VI-10 計算書類等についての会計監査人による監査……………36

VII. 業務の状況を示す指標

- VII-1 主要な業務の状況を示す指標……………37
- VII-2 保険契約に関する指標……………41
- VII-3 経理に関する指標……………43
- VII-4 資産運用に関する指標……………48
- VII-5 有価証券等の時価情報（一般勘定）……………58

VIII. 保険会社の運営

- VIII-1 リスク管理態勢について……………59
- VIII-2 コンプライアンス（法令等遵守）推進体制について……………59
- VIII-3 個人データ保護について……………59
- VIII-4 勧誘方針について……………60

IX. 特別勘定の状況

- IX 特別勘定の状況……………61

X. 保険会社及びその子会社等の状況

- X 保険会社及びその子会社等の状況……………61

保有契約高・保険料等収入は順調に伸展しています。

平成 15 年度における保有契約高（個人・団体保険計）は、1 兆 707 億円（前年度比 101.1 %）であり、一件あたりの平均保険金額（新契約・個人保険）は 6,886 千円、保険料収入（個人・団体保険計）は 14,527 百万円（前年度比 109.7 %）と順調に伸展しています。

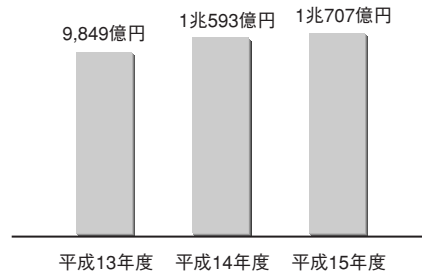
保有契約高とは

個々のお客様に対して生命保険会社が保障する金額の総額です。例えば、個人保険では死亡時の支払金額等の総合計額を表しており、ご契約者から払い込まれた保険料の総合計額（保険料収入）とは異なります。

保険料等収入とは

ご契約者から払い込まれた保険料による収益で、生命保険会社の収益の大宗をなしています。再保険収入もここに含まれます。

保有契約高の推移



基礎利益は 2 億 96 百万円、経常利益は 3 億 28 百万円、当期純利益は、29 百万円です。

平成 15 年度決算における「基礎利益」は 2 億 96 百万円、「経常利益」は 3 億 28 百万円、「当期純利益」は 29 百万円となりました。

基礎利益とは

1 年間の保険本業の収益力を示す指標の 1 つで一般事業会社の営業利益や、銀行の業務純益に近いものです。これに有価証券売却益などの「キャピタル損益」と「臨時損益」を加えたものが「経常利益」となります。ここでいう保険本業とは、収納した保険料や運用収益から保険金・年金・給付金等を支払ったり、将来の支払いに備えるために責任準備金を積み立て、運用することなどをいいます。

基礎利益については、損益計算書に項目が設けられていないため、ディスクロージャー誌で別途項目を設け、平成 12 年度決算から開示しています。

経常利益（損失）とは

生命保険事業本来の営業活動により、毎年継続的に発生する収益（経常収益）から、発生する費用（経常費用）を差し引いた差額が経常利益です。なお、経常費用が経常収益を上回った場合には、その差額が経常損失となります。

当期利益（損失）とは

税引前当期利益から法人税及び住民税ならびに法人税等調整額を控除した額で、会社のすべての活動によって生じた利益または損失を意味します。

基礎利益 = 経常利益 - キャピタル損益 - 臨時損益

- **キャピタル損益 = +** キャピタル収益
 - ① 金銭の信託運用益
 - ② 売買目的有価証券運用益
 - ③ 有価証券売却益
 - ④ 金融派生商品収益
 - ⑤ 為替差益
 - ⑥ その他キャピタル収益
-) **キャピタル費用**
 - ① 金銭の信託運用損
 - ② 売買目的有価証券運用損
 - ③ 有価証券売却損
 - ④ 有価証券評価損
 - ⑤ 金融派生商品費用
 - ⑥ 為替差損
 - ⑦ その他キャピタル費用
- **臨時損益 = +** 臨時収益
 - ① 再保険収入
 - ② 危険準備金戻入額
 - ③ その他臨時収益
-) **臨時費用**
 - ① 再保険料
 - ② 危険準備金繰入額
 - ③ 個別貸倒引当金繰入額
 - ④ 特定海外債権引当勘定繰入額
 - ⑤ 貸付金償却
 - ⑥ その他臨時費用

逆ざや額は 15 百万円です。

かつてない超低金利が続く中、当社においても逆ざやが発生しましたが、その額は基礎利益に対してごくわずかであり、財務内容の健全性に影響を与えるものではありません。

逆ざやとは

ご契約者にお支払いいただく保険料を計算するにあたって、あらかじめ資産運用による一定の運用収益を見込み、その分保険料を割り引いて計算しております。その割引率を「予定利率」といいます。

そのため、保険会社は、毎年割り引いた分に相当する金額（これを「予定利息」といいます）を、運用収益などで確保する必要があります。ところが、かつてない超低金利が続くなかで、この予定利息分を実際の運用収益などでまかなえない状態が一部の契約で発生することがあり、これを「逆ざや」状態といいます。

(参考) 逆ざや額の算出式

各生命保険会社が開示している逆ざや額は、次の方法で算出しています。

$$\text{逆ざや額} = (\text{基礎利益上の運用収支等の利回り}^{※1} - \text{平均予定利率}^{※2}) \times \text{一般勘定責任準備金}^{※3}$$

- ※1 基礎利益上の運用収支等の利回りとは、基礎利益に含まれる一般勘定の運用収支から社員（契約者）配当金積立利息繰入額を控除したものの一般勘定責任準備金に対する利回りのことです。
- ※2 平均予定利率とは、予定利息の一般勘定責任準備金に対する利回りのことです。
- ※3 一般勘定責任準備金は、危険準備金を除く一般勘定部分の責任準備金について、以下の方式で算出。

$$(\text{期始責任準備金} + \text{期末責任準備金} - \text{予定利息}) \times \frac{1}{2}$$

リスク管理債権はありません。

生命保険会社では資産運用の一環として貸付を行い、利息収入を得ています。この貸付金のうち「返済状況が正常でない債権」を総称して「リスク管理債権」と呼んでいます。

平成 15 年度末の貸付金は全て保険約款貸付であり、正常債権です。従って、リスク管理債権はありません。

貸付金とは

生命保険会社の貸付金は「保険約款貸付」と「一般貸付」があります。「保険約款貸付」には 2 種類あり、1 つは、契約者が資金を必要としたときに解約返戻金の一定範囲内で利用できる「保険契約者貸付」というものです。もう 1 つが保険料の払い込みが一時的に困難になり、払い込み猶予期間内に払い込まれない場合に、保険契約の失効を防ぐため解約返戻金の範囲内で、保険料とその利息の合計額の立替を行う「保険料振替貸付」です。

一方、「一般貸付」は保険約款貸付以外の貸付で、内外の企業に対する貸付、国・政府機関に対する貸付、住宅ローンなどがあります。

ソルベンシー・マージン比率も十分な水準です。

ソルベンシー・マージン比率（通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」を有しているかを判断するための指標の一つ）は2,126.5%であり、行政当局が経営の健全性を判断する基準値である200%を大きく上回っています。

ソルベンシー・マージンとは
ソルベンシー・マージン
(solvency margin) とは、「支払余力」という意味です。

生命保険会社は、将来の保険金などの支払いに備えて責任準備金を積み立てているので、通常予想できる範囲のリスクについては十分対応できます。しかし、環境の変化などによって予想もしない出来事が起こる場合があります。例えば、大災害や株の大暴落など、通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」を有しているかどうかを判断するための行政監督上の指標の一つがソルベンシー・マージン比率です。

$$\text{ソルベンシー・マージン比率(\%)} = \frac{\text{ソルベンシー・マージン総額}}{\text{リスクの合計額} \times \frac{1}{2}} \times 100$$

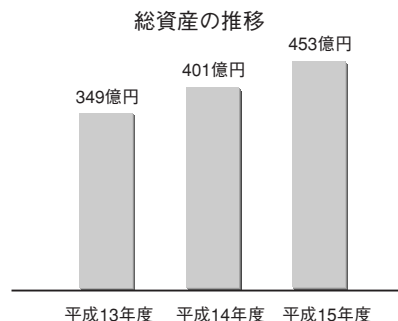
- ソルベンシー・マージン総額 [=以下の合計額]
資本の部合計、価格変動準備金、危険準備金、一般貸倒引当金、その他有価証券の評価差額×90%^(※)、土地の含み損益×85%^(※)、負債性資本調達手段等、控除項目、その他 ^(※)マイナスの場合100%
- リスクの合計額 [= $\sqrt{R_1^2 + (R_2 + R_3)^2 + R_4}$]
保険リスク、予定利率リスク、資産運用リスク、経営管理リスクなど通常予想できる範囲を超える諸リスクを数値化して算出します。
 保険リスク相当額 (R₁) …大災害の発生などにより、保険金支払いが急増するリスク相当額
 予定利率リスク相当額 (R₂) …運用環境の悪化により、資産運用利回りが予定利率を下回るリスク相当額
 資産運用リスク相当額 (R₃) …株価暴落・為替相場の激変などにより資産価値が大幅に下落するリスク、および貸付先企業の倒産などにより貸倒れが急増するリスク相当額
 経営管理リスク相当額 (R₄) …業務の運営上通常の予想を超えて発生し得るリスク相当額

総資産は 453 億円です。

総資産は、前年度末より52億円増加し、453億円となり、順調に増加しています。

総資産とは

貸借対照表の資産の部の合計で、主なものとして、現金及び預貯金、有価証券、貸付金、不動産及び動産、その他の資産があります。



有価証券残高は 398 億円です。

安全性を基本としつつ、長期・安定的な収益を確保できる資産構築を目指し、国内公社債への投資を軸とした運用を行った結果、有価証券は、前年度末より 53 億円増加し、398 億円となりました。

有価証券とは

国債、地方債、社債、株式、外国証券、その他の証券をいいます。

このうち、「国債」、「地方債」、「社債」はそれぞれ日本国、国内の地方公共団体、国内企業等の発行する債券への投資で三者をあわせて「公社債」ともいいます。

「株式」は国内企業の発行する株式への投資です、

「外国証券」は米国債等、海外の国・企業などが発行する「外国債券」や、海外の国・企業が発行する「外国株式」等、海外の国・企業などが発行する有価証券への投資の総称です。

「その他の証券」は証券投資信託受益証券や株式以外の出資証券など上記の有価証券以外の証券です。

責任準備金残高は 356 億円です。

責任準備金は、従来より 5 年チルメル式により積立てておりますが、今年度は標準責任準備金の達成に向けて 5 年チルメル式積立額を 4 億 20 百万円上回る積立を行い、担保力の強化を図りました。

責任準備金とは

生命保険会社が将来の保険金などの支払いを確実にを行うために、保険料や運用収益などを財源として積み立てられる準備金のことで、保険業法により積立が義務付けられています。

資本金は 100 億円です。

資本金とは

株式会社の財産を堅持する上で基準とする一定の金額です。株主が払い込んだ金額のうち、会社が資本金としたものをいいます。また、株主が払い込んだ金額のうち会社が資本金としなかったものは株主払込剰余金となり、資本準備金として貸借対照表上表示されます。

なお、保険会社においては、保険業法第 6 条の規定により、株式会社では資本金の額が 10 億円以上とされています。

II - 1 沿革

平成8年8月8日 共栄火災海上保険相互会社の全額出資子会社として設立

平成8年8月27日 大蔵大臣より生命保険業免許を取得

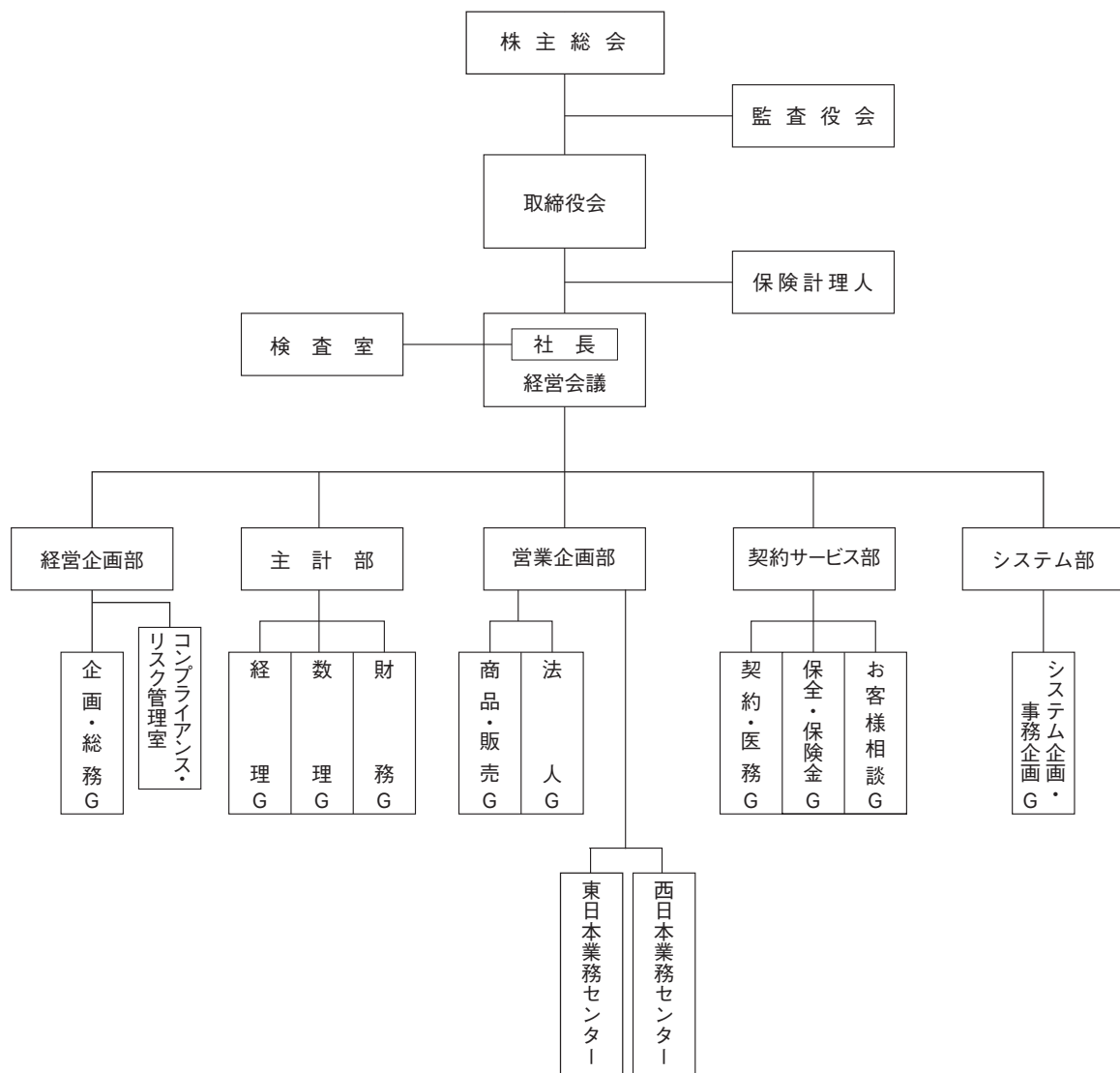
平成8年10月1日 営業を開始

II - 2 経営の組織

経営組織の概要は、次のとおりです。

経営組織図

(平成16年7月1日現在)



(注) 経営会議は、経営に関する全般的執行方針の協議機関として基本的かつ重要な事項につき審議します。本会議は、社長・常務取締役および取締役をもって構成します。

Ⅱ - 3 店舗網一覧

本 社	〒 179-0075	東京都練馬区高松 5 - 8 - 20 J・CITYビル	☎ 03-5372-2100 (代)
東日本業務センター	〒 179-0075	東京都練馬区高松 5 - 8 - 20 J・CITYビル12階	☎ 03-5372-2131 (代)
西日本業務センター	〒 530-0047	大阪府大阪市北区西天満 1 - 2 - 5 大阪JAビル10階	☎ 06-6312-5215 (代)

この他にも、全国3,493の生命保険委託代理店が、生命保険の募集等についてお客様のご要望等に対応しております。

また、全国157の共栄火災海上保険株式会社の営業店において、生命保険業の事務の代行を行っております。

(注) 生命保険委託代理店数及び共栄火災の営業店数は平成16年4月1日現在の数です。

Ⅱ - 4 資本金の推移

年 月 日	増 (減) 資額	増 (減) 資後資本金	摘 要
平成 8 年 8 月 8 日	—	10,000 百万円	会社設立

Ⅱ - 5 株式の総数

発行する株式の総数	800 千株
発行済株式の総数	200 千株
当 期 末 株 主 数	1 名

Ⅱ - 6 株式の状況

(1) 発行済株式の種類等

発行済株式	種 類	摘 要
	普 通	—

(2) 大 株 主

株 主 名	当社への出資状況		当社大株主への出資状況	
	持株数	持株比率	持株数	持株比率
共栄火災海上保険株式会社	200 千株	100 %	—	—

Ⅱ - 7 主要株主の状況

名 称	所在地	資本金	業務の内容	設立年月日	総株主の議決権に占める保有議決権の割合
共栄火災海上保険株式会社	東京都港区	百万円 40,000	損害保険業	昭和17年7月1日	100.0 %

Ⅱ 会社の概況及び組織

Ⅱ - 8 取締役及び監査役（平成 16 年 6 月 29 日現在）

役職名	氏名・生年月日	略歴
取締役社長 (代表取締役)	堂本 正樹 昭和 18 年 1 月 29 日生	昭和 41 年 4 月 共栄火災海上保険相互会社入社 以降、京都支店長、北陸支店長、九州支店長を経て 平成 8 年 6 月 取締役、首都圏本部長 平成 9 年 6 月 取締役、中部地区本部長 平成 10 年 6 月 取締役、系統開発本部副本部長 平成 10 年 8 月 取締役、系統開発本部副本部長兼系統市場開発部長 平成 11 年 6 月 常務取締役、系統開発本部長 平成 14 年 6 月 専務取締役 平成 15 年 4 月 共栄火災海上保険株式会社専務取締役 平成 15 年 6 月 同社退任 平成 15 年 6 月 当社取締役社長就任（代表取締役）
常務取締役	明 珍 崇 昭和 20 年 9 月 24 日生	昭和 43 年 4 月 共栄火災海上保険相互会社入社 平成 6 年 3 月 市場開発第一部長 平成 8 年 4 月 金融法人部長 平成 10 年 6 月 取締役、金融法人部長 平成 12 年 6 月 常務取締役 平成 12 年 10 月 常務取締役、首都圏総合開発部長 平成 13 年 4 月 常務取締役 平成 14 年 6 月 同社退任 平成 14 年 6 月 当社常務取締役就任、営業企画部長（委嘱）
取締役	渡 邊 克 美 昭和 27 年 7 月 18 日生	昭和 50 年 4 月 共栄火災海上保険相互会社入社 平成 12 年 3 月 当社経営企画部部長 平成 12 年 6 月 保険計理人 平成 13 年 3 月 当社取締役就任、保険計理人
常勤監査役	亀 井 伸 夫 昭和 20 年 3 月 11 日生	昭和 43 年 4 月 共栄火災海上保険相互会社入社 平成 9 年 3 月 有価証券部長 平成 10 年 3 月 財務企画審査部長 平成 12 年 3 月 総務部 平成 14 年 4 月 当社経営企画部（出向） 平成 15 年 6 月 共栄火災海上保険株式会社退社 平成 15 年 6 月 当社監査役就任
監査役	小 林 多喜男 昭和 12 年 3 月 8 日生	昭和 35 年 4 月 共栄火災海上保険相互会社入社 昭和 62 年 2 月 中国営業部長 昭和 63 年 2 月 販売組織部長 平成 2 年 6 月 取締役、販売組織部長 平成 3 年 4 月 取締役、営業統括本部副本部長兼直販部長 平成 7 年 6 月 常務取締役、本店営業本部長 平成 10 年 6 月 専務取締役 平成 12 年 6 月 取締役副社長（代表取締役） 平成 13 年 6 月 同社退任 平成 13 年 6 月 当社監査役就任
監査役	飯 島 宗 文 昭和 20 年 7 月 20 日生	昭和 43 年 4 月 共栄火災海上保険相互会社入社 平成 11 年 6 月 同社取締役関西圏総合開発部長 平成 12 年 6 月 同社上席執行役員関西圏総合開発部長 平成 13 年 4 月 同社上席執行役員 平成 13 年 6 月 同社常務取締役 平成 15 年 4 月 共栄火災海上保険株式会社常務取締役 平成 16 年 6 月 同社退任 平成 16 年 6 月 当社監査役就任

Ⅱ - 9 従業員の内籍・採用状況

区 分	14年度末 在 籍 数	15年度末 在 籍 数	14 年 度 採 用 数	15 年 度 採 用 数	15年度末	
					平均年齢	平均勤続年数
内勤職員	64名	59名	12名	8名	38.7 歳	4.4年
(男 子)	(44)	(41)	(7)	(3)	(43.9)	(5.0)
(女 子)	(20)	(18)	(5)	(5)	(26.8)	(3.0)
(総合職)	(44)	(41)	(7)	(3)	(43.9)	(5.0)
(一般職)	(20)	(18)	(5)	(5)	(26.8)	(3.0)
営業職員	—	—	—	—	—	—
(男 子)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(女 子)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)

Ⅱ - 10 平均給与（内勤職員）

(単位：千円)

区 分	平成 15 年 3 月	平成 16 年 3 月
内勤職員	360	499

(注) 平均給与月額は、平成16年3月の平均給与月額(時間外手当を含む)です。

Ⅱ - 11 平均給与（営業職員）

該当ありません。

Ⅲ - 1 主要な業務の内容

(1) 生命保険の引受け及び資産運用

個人保険及び団体保険の引受けを行い、約款に従い保険金・給付金等の支払を行っております。
また、保険料として収受した金銭等の資産を国内公社債中心に安全かつ健全に運用しております。

(2) 他の保険会社の保険業に係る業務の代理または事務の代行業務

当該業務は行っておりません。

なお、当社は共栄火災海上保険株式会社へ生命保険業務に係る業務の代理、事務の代行業務を委託しております。

(3) 国債等の窓口販売業務

当該業務は行っておりません。

Ⅲ - 2 経営方針

当社は、平成8年8月8日に共栄火災海上保険相互会社（平成15年4月1日株式会社に組織変更）の全額出資により設立され、同年10月1日に営業を開始、以後順調に業容を拡大してまいりました。生命保険会社としての使命を果たすべく、会社設立時に下記「経営理念」を策定し、事業の推進を図っております。

- (1) 顧客を原点との認識に立ち、顧客ニーズに応じた良質かつ多様な保険サービスを安定的に提供することにより、国民生活の安定・向上並びに国民経済の発展に寄与する。
- (2) ひとりひとりのLife（生命、人生、生活、いのち、活力）を大切にし、顧客にとって「わかりやすい生命保険」を実現し、「信頼されるグッドカンパニー」を目指す。
- (3) 進取の気概をもって元気のある企業を目指し、真のゆとりと豊かさのあるヒューマンライフを実現する。

IV - 1 直近事業年度における事業の概況

(経営環境)

平成 15 年の国内景気は、イラク戦争や SARS 等の影響から一時先行き不透明感が強まりましたが株価の上昇や企業収益の回復を受け、これまで抑制されてきた設備投資が持ち直しに転じたこと、さらに米国を中心とした世界経済の回復に伴う輸出の加速等により、景気の改善基調が明らかになってきました。

しかしながら、企業のリストラ圧力は依然根強く、また社会保障制度に対する不安等もあり、内需の大きな柱である個人消費は、回復感に乏しい状況が続きました。

こうした状況の下、生保業界におきましては、平均株価の上昇により含み損は大幅に改善され、ソルベンシー・マージン比率についても増加し、健全性の低下に歯止めがかかった状況となっています。しかし、依然として保有契約高・新契約高は減少傾向にあり、解約・失効高については増加している状況にあります。さらに、基礎利益は横ばいの状況から脱しておらず、また、いわゆる逆ザヤに改善の兆しはなく、利差損を費差益や死差益で埋めている状況が続いています。

損保系生保各社においては、営業開始以来、順調に保有契約を増やし保険料収入を伸ばしてきています。さらに、親会社の損保からの生保子会社への人員投入など、グループとしての営業支援を強める状況が最近の動向であります。

また、今年 1 月には金融審査委員会金融分科会第二部会が開催され、「保険商品の販売のあり方」などについて検討行われ、今後各検討課題について「保険の基本問題に関するワーキンググループ」を中心に具体的な検討を行っていく予定であります。

(営業の経過及び成果)

平成 15 年度は、より一層契約者保護の観点に立った「標準責任準備金の達成（平成 21 年度）」に向け、新契約高の拡大を中心に保有契約高の確保を最優先事項として事業諸計画の完達に向け、以下を重点課題として推進してまいりました。

- (1) コンプライアンスならびにリスク管理の徹底
- (2) 元受収保計画額の必達
- (3) 保有契約高の拡大
- (4) 安定的な資産運用収益の確保

以上をふまえ推進しました結果、平成 15 年度の業績の概要（契約・収支・資産面）は以下のとおりであります。年度末保有契約高は個人保険につきましては死亡保障と生存保障の合計で 6,780 億円、個人年金保険は年金原資で 249 億円、団体保険は 3,676 億円となりました。

収支状況につきましては、収入面では保険料等収入が 146 億 36 百万円、資産運用収益が 8 億 63 百万円となり、その他経常収益を含めた経常収益は 157 億 23 百万円となりました。支出面では保険金等支払金が 52 億 52 百万円、責任準備金等繰入額が 66 億 17 百万円、資産運用費用が 71 百万円、事業費が 29 億 61 百万円となり、その他経常費用を含めた経常費用は 153 億 95 百万円となりました。なお、責任準備金繰入額については、標準責任準備金の達成に向けて、今年度初めて 5 年チルメル式を上回る 4 億 20 百万円を追加して積立てました。

以上の結果、経常利益は 3 億 28 百万円となりました。これに契約者配当準備金繰入額、法人税等調整額等を加算減算した結果、当期純利益は 29 百万円となりました。

一方、資産面につきましては、年度末総資産は 52 億 26 百万円増の 453 億 87 百万円となりました。

以上が平成 15 年度における当社の営業の経過及び成果であります。

（会社に対処すべき課題）

平成 15 年度は、中期年度計画「ROAD OF THE VICTORY II（共栄火災に対する収益貢献の道：3ヶ年の中計）を策定しましたが、新商品の開発・発売「ご長寿万歳」や信金を中心とした窓販の稼動向上など前進面もあったものの、多くの課題を残した 1 年でありました。

本年度は、新契約高の拡大と失効解約の防止により保有契約高の拡大を最優先課題とし、下記の重点課題を取り組んでいくことといたします。

- （1）元受収保計画額の必達
- （2）保有契約高の拡大
- （3）教育・研修体制の強化
- （4）コンプライアンス・リスク管理の強化
- （5）安定した資産運用収益の確保

上記を柱とする事業の展開を行い、社会の信頼と付託に応えられるよう鋭意努力し、諸課題の解決にあたりましては共栄火災グループ一体となり邁進していく所存でありますので、株主・ご契約者の皆様のお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

IV - 2 契約者懇談会開催の概況

平成15年度において、契約者懇談会は開催しておりません。今後、懇談会の開催について検討をすすめてまいります。

IV - 3 お客様相談窓口の設置とご相談・お申し出の状況

当社では、お客様のさまざまなご相談にお応えするように、本社契約サービス部に「お客様相談グループ」を設置し、フリーダイヤルによる相談をおこなっております。また、東京・大阪の業務センターにおいても、お客様のご相談に応えるべく相談窓口を設置しております。

(1) ご相談・お申し出の状況

ご相談・お申し出の主な項目	件 数	
	平成14年度	平成15年度
1. 契約関係（商品内容、資料請求等）	27	39
2. 収納関係（保険料の払込み等）	40	55
3. 保全関係（住所変更、解約、契約者貸付等）	171	294
4. 保険金・給付金（請求および支払等）	45	54
5. 税金・控除証明書等	20	24
6. その他	12	34
合 計	315	500

IV - 4 ご契約者に対する情報提供の実態

(1) 経営活動に関する情報提供

経営の内容に関する現状のご報告資料として、「しんらいレポート」（本誌）を毎年作成しております。本誌は、当社本社・業務センター、ならびに業務代理・事務代行会社である共栄火災営業店に備え置いております。また、生命保険協会・地方生命保険協会にて閲覧できます。

ご契約者へ年1回ご送付する「ご契約内容のお知らせ」とともに直近主要業績の内容、契約者配当の状況、主要商品の内容等を記載した小冊子「営業のご案内」を合わせてご送付しております。

(2) ご契約に関する情報提供

① ご契約前の情報提供

当社が販売している保険種類は「保険種類のご案内」でご案内しております。また、個別商品に関する特長やしぐみについては、パンフレット、保険設計書にてご説明しております。

ご契約の際には、ご確認いただきたい重要事項について平易に解説した「保険商品に関する重要事項（重要事項説明書）」「ご契約のしおりー約款」をお渡ししてご確認いただいております。



② ご契約後の情報提供

ご契約締結後は、次のような情報提供を行っております。

保険料払込に関するお知らせ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料口座振替についてのご案内（年払、半年払） ・ 生命保険料再請求のお知らせ ・ 保険料お立替えのご案内
保険契約の状況に関するお知らせ	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご契約内容のお知らせ ・ 保険契約失効のご案内 ・ 保険期間満了のお知らせ ・ 保険契約更新のご案内
貸付金等に関するお知らせ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利息繰入れのご案内
満期に伴う返戻金に関するお知らせ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満期に伴う返戻金のご案内
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料控除証明書

③ ご契約内容等に関する情報提供

ご契約者からのご照会につきましては、本社「お客様相談グループ」および各業務センター窓口でも対応いたします。

各種契約内容に関するご照会はもとより、解約返戻金等の試算、貸付金の残高等、さまざまなご照会が可能です。

IV - 5 商品に対する情報及びデメリット情報の提供の方法

ご契約者が、生命保険商品及び制度についてご存知なかったことにより、不利益を被むることがないように、ご契約者に是非知って頂きたい情報につきまして、ご契約の際にお渡ししている「保険商品に関する重要事項（重要事項説明書）」「ご契約のしおり—約款」に記載しております。主なものは次のとおりです。

クーリングオフ制度 第一回保険料（充当金）を支払った後でも、契約の申込日または保険料の領収日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば文書（郵送）で申込を撤回できる制度です。

但し、保険会社の指定した医師の診査を受けた後は、クーリングオフ制度の取り扱いは出来ません。

告知義務・告知義務違反 保険会社が契約を引き受ける場合、お客さまから健康状態や職業などの重要事項についてありのままをお知らせしていただくことになっております。この制度を告知義務といいます。

告知をされる際に、事実と異なることを告知された場合は、「告知義務違反」として契約が保険会社より解除されることがあります。

保険金・給付金を支払わない場合 契約が継続されていても保険金や給付金が支払われない場合があります。たとえば、①被保険者が、契約日または復活日から2年以内に自殺したとき、②死亡保険金受取人が、故意に被保険者を死亡させたとき、③戦争その他の変乱によって死亡したとき（ただし、死亡した被保険者の数によっては死亡保険金を全額または削減して支払うことがあります。）には死亡保険金は、支払われません。

給付金が支払われない場合についても保険金と同様にお支払い出来ない条件がありますので、「ご契約のしおり—約款」をご一読願います。

契約の失効 保険料の払込がなく、払込の猶予期間を過ぎた場合、猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。この場合、保険金・給付金が支払われなくなりますのでご注意願います。

なお、保険種類によっては、保険料の払込がなく、払込の猶予期間を過ぎた場合でも、特に反対のお申出がない限り、解約返戻金の範囲内で自動的に保険料を立替え、契約を有効に存続させる制度があります。

解約返戻金 ご契約が解約された場合などに、ご契約者にお支払いする返戻金をいいます。生命保険では、お払込みいただいた保険料のうち、一部は保険金等の支払に、一部は契約を管理する費用等に充てられており、解約されますと解約返戻金は多くの場合、払い込んだ保険料より少なく、特に短期間ですと解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかな額となります。なお、解約返戻金なし特則を付加した医療保険（付加した所定の特約を含みます。）については、解約返戻金はありません。

IV - 6 代理店教育・研修の概略

(1) 代理店教育の基本的考え方

「共栄火災のグループ会社として、お客様一人ひとりのリスクをお客様と共に考え、それらのリスクを保険でカバーするためには、生命保険だけでなく損害保険も含め幅広い保障の提案が不可欠」との考えから、当社では、損害保険代理店が生命保険を併売していくことを前提とした教育・研修をすすめております。

お客様の日常生活や経済活動における様々なリスクをカバーするために最適な生命保険商品と損害保険商品を提供し、または組み合わせることで、お客様のニーズに合った合理的な保障内容を提案していく力を備えた代理店を育成していきます。

<代理店教育研修の基本的な流れ>

代理店委託からの期間	委託	登録	登録後1年以内	登録後2年以内
業界共通教育	▽ 登録前研修	▽ 販売基礎研修 (登録後研修)	▽ 専門課程研修	▽ 応用課程研修 生保大学課程研修
当社独自研修			生保販売実践研修(基礎編)	パソコン(みつもり一家生保版)研修 生保販売実践研修(上級編)

(2) 業界共通教育

初めて代理店となる場合には、業界共通教育カリキュラムに基づいて、一般課程研修（登録前）を実施し、登録日後においては販売基礎研修（登録後研修）を行います。以後各段階に応じて、専門課程試験、応用課程試験、生保大学課程試験への取組を行い、より幅の広い知識、販売技術の習得を目指すよう指導しております。

(3) 当社独自教育

業界共通教育以外にも、販売基礎研修（登録後研修）が終了した段階で、選択研修として以下の研修メニューを用意して実施しております。

① 生保販売実践研修

<基礎編>

- ・販売マーケット開拓手法（見込客づくり）
- ・商品知識
- ・税務知識 等

<上級編>

- ・販売マーケット開拓手法応用編（法人向け）
- ・相続対策
- ・法人税務 等

② パソコン研修

お客様に対して、損害保険と生命保険を合わせたトータルな提案が行えるように、パソコン（みつもり一家生保版）を用意し販売研修を行っております。

IV - 7 新規開発商品の状況

当社では、平成8年10月の開業当時から、お客様の多様なニーズにお応えすべく豊富な商品ラインナップを取り揃え、個々のお客様によりフィットした自由な商品設計をご提供できるよう努力してまいりました。また、開業後はより多くのお客様のご要望にお応えすべく以下の商品を発売いたしました。

- ① 企業・団体の弔慰金・死亡退職金等の裏付けとして、福利厚生制度の充実にお役だていただくための総合福祉団体定期保険（平成8年12月）
- ② 期間の経過とともに責任が増加するというお客様のために、保険料が一定で保障額が遡増してゆく遡増定期保険（平成9年10月）
- ③ 解約返戻金の水準を一定期間低く設定し、これを保険料に反映させることにより、保険契約者が保険契約を長期に継続することを支援する5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険と無配当低解約返戻金型終身保険（平成12年5月）
- ④ 病気やケガで入院したとき、入院日数に応じて給付金を支払う無配当医療保険（平成13年1月）
- ⑤ 申込に際して告知、診査を不要とした長寿祝金支払特別付低解約返戻金型終身保険（無選択型）（平成15年12月）

平成10年度に、一家を支える30歳代、40歳代のお客様へのご提案として、合理的な保障内容をご提供する「ばらんす名人」を発売しております。平成12年5月には、上記③の商品をベースにして、従来の「ばらんす名人」の保障内容を割安な保険料でご提供する新「ばらんす名人」を発売しております。

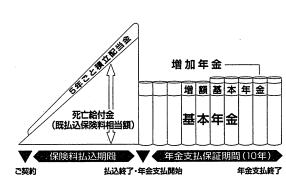
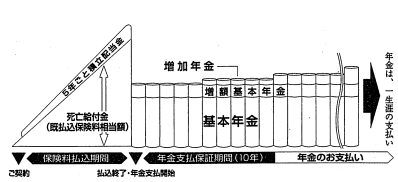
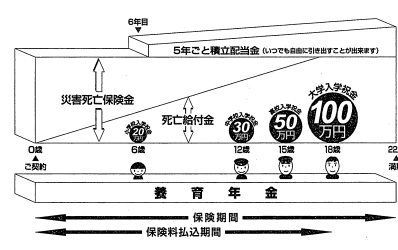
さらに、平成13年7月には、40歳代、50歳代のお客様向けに「ばらんすみどる」を発売し、多くのお客様のご支持をいただいております。

IV - 8 保険商品一覧

(1) 個人向け商品〔主契約〕

名称（保険種類）	特 長	し く み 図
<p>終身保険</p> <p>5年ごと利差配当付 終身保険</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一生涯保障が続きます 保険料払込終了後も死亡・高度障害の保障は一生涯続きます。 2. オーダーメイドで保障プランを設計できます いろいろな特約を付加し、ライフプランにあわせて、あなただけの保障プランを設計できます。 3. 保険料払込終了後の保障は、3プランから選択できます 保険料払込期間終了後は、生涯保障をそのまま続けるか、または、年金プラン、介護保障プランを選択することができます。 4. 楽しい5年ごと積立配当金 配当金は、責任準備金などの運用益が当社の予定した運用益をこえた場合に、ご契約後5年ごとにお支払いします。 	
<p>無配当 終身保険</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一生涯保障が続きます 保険料払込終了後も死亡・高度障害の保障は一生涯続きます。 2. オーダーメイドで保障プランを設計できます いろいろな特約を付加し、ライフプランにあわせて、あなただけの保障プランを設計できます。 3. 保険料払込終了後の保障は、3プランから選択できます 保険料払込期間終了後は、生涯保障をそのまま続けるか、または、年金プラン、介護保障プランを選択することができます。 	
<p>5年ごと利差配当付 低解約返戻金型 終身保険</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 保険料が割安です 低解約返戻金期間（保険料払込期間）中の解約返戻金は、「5年ごと利差配当付終身保険」の解約返戻金の70%の水準に設定されており、その分保険料が割安となっております。 2. ご契約が長期間になれば有利になります 低解約返戻金期間（保険料払込期間）満了後の解約返戻金は、「5年ごと利差配当付終身保険」の解約返戻金と同額となりますので、保険料が割安である分、「5年ごと利差配当付終身保険」よりも有利になります。 3. 一生涯保障が続きます 保険料払込終了後も死亡・高度障害の保障は一生涯続きます。 4. オーダーメイドで保障プランを設計できます いろいろな特約を付加し、ライフプランにあわせて、あなただけの保障プランを設計できます。 5. 保険料払込終了後の保障は、3プランから選択できます 保険料払込期間終了後は、生涯保障をそのまま続けるか、または、年金プラン、介護保障プランを選択することができます。 6. 楽しい5年ごと積立配当金 配当金は、責任準備金などの運用益が当社の予定した運用益をこえた場合に、ご契約後5年ごとにお支払いします。 	<p>契約例 { 40歳契約・男性 60歳保険料払込終了 保険金額 1,000万円 }</p>
<p>無配当 低解約返戻金型 終身保険</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 保険料が割安です 低解約返戻金期間（保険料払込期間）中の解約返戻金は、「無配当終身保険」の解約返戻金の70%の水準に設定されており、その分保険料が割安となっております。 2. ご契約が長期間になれば有利になります 低解約返戻金期間（保険料払込期間）満了後の解約返戻金は、「無配当終身保険」の解約返戻金と同額となりますので、保険料が割安である分、「無配当終身保険」よりも有利になります。 3. 一生涯保障が続きます 保険料払込終了後も死亡・高度障害の保障は一生涯続きます。 4. オーダーメイドで保障プランを設計できます いろいろな特約を付加し、ライフプランにあわせて、あなただけの保障プランを設計できます。 5. 保険料払込終了後の保障は、3プランから選択できます 保険料払込期間終了後は、生涯保障をそのまま続けるか、または、年金プラン、介護保障プランを選択することができます。 	<p>契約例 { 40歳契約・男性 60歳保険料払込終了 保険金額 1,000万円 }</p>

名称（保険種類）	特 長	しくみ図
<p>終身保険</p> <p>長寿祝金支払特則付低解約返戻金型終身保険（無選択型）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 医師の診査・告知は不要です 無選択型ですので、健康状態・職業に関係なくご加入できます。 2. 長寿の節目に祝金がお受け取りになれます 長寿のお祝いの時期には生存保障として長寿祝金がお受け取りになれます。ただし、契約年齢に応じて、長寿祝金を最初にお支払いする時期が異なります。 3. 一生涯保障が続きます 死亡・高度障害の保障は一生涯続きます。 4. 保険料が割安です 保険料払込期間中の解約返戻金は、通常の方法で計算したこの保険と同内容の商品の解約返戻金より低い水準に設定されており、その分保険料が割安となっております。 	<p>〔契約年齢60歳 支払制限期間4年の場合〕</p>
<p>定期保険</p> <p>無配当定期保険</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. かけ捨てタイプだから小さな負担で大きな保障 保障だけを追求したかけ捨てタイプ。一定期間の確実な保障を無理のない負担で得られます（満期保険金はありません。） 2. ご契約は自動更新ができます 保険期間が満了したときに、健康状態にかかわらず所定の要件を満たせば、ご契約を自動的に更新できます。 3. オーダーメイドで保障プランを設計できます いろいろな特約を組み合わせることにより、あなただけの保障プランを設計することができます。 	
<p>無配当増定期保険</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 保険料は一定のまま 保障は毎年増額します 保険期間中保険料は一定のままですが、保障は一定の割合で毎年増え続けます。（満期保険金はありません。） 2. 保険金額が増える割合の違いで2タイプあります 10%単利型（Ⅰ型）…保険金額が毎年10%単利で増加します。 5%複利型（Ⅱ型）…保険金額が毎年5%複利で増加します。 （いずれの型も、保険金額はご契約時の基本保険金額の5倍を限度に増加し、以後定額となります。） 3. ご契約の自動更新ができます 保険期間が満了したときに、健康状態にかかわらず所定の要件を満たせば、無配当定期保険として自動的に更新できます。 	<p>〔10%単利型（Ⅰ型）の場合〕</p>
<p>養老保険</p> <p>5年ごと利差配当付養老保険</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 保障と貯蓄のダブル機能 万一のときは死亡・高度障害保険金をお支払いし、無事に満期を迎えられたときは満期保険金をお支払いします。保障を確保しながら計画的に資金づくりができます。 2. オーダーメイドで保障プランを設計できます いろいろな特約を組み合わせることにより、あなただけの保障プランを設計することができます。 3. 楽しみな5年ごと積立配当金 配当金は、責任準備金などの運用益が当社の予定した運用益をこえた場合に、ご契約後5年ごとにお支払いします。 	
<p>無配当養老保険</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 保障と貯蓄のダブル機能 万一のときは死亡・高度障害保険金をお支払いし、無事に満期を迎えられたときは満期保険金をお支払いします。保障を確保しながら計画的に資金づくりができます。 2. オーダーメイドで保障プランを設計できます いろいろな特約を組み合わせることにより、あなただけの保障プランを設計することができます。 	

名称（保険種類）	特 長	し く み 図
<p>個人年金保険</p> <p>5年ごと利差配当付 個人年金保険</p>	<p>1. 確定年金と10年保証期間付終身年金の2タイプ</p> <p>確定年金 5年、10年、15年の期間、年金をお支払いするものです。被保険者が年金支払期間中に死亡した場合には、遺族に残りの期間の未払年金の現価をお支払いします。あらかじめ年金受取期間が定められているため、終身年金より保険料は安くなります。</p> <p>10年保証期間付終身年金（定額型） （通増型）</p> <p>年金を終身お支払いするもので、被保険者が死亡した時点で年金支払いが終了します。ただし、年金受取開始日以降10年以内に被保険者が死亡した場合には、10年までの未払年金の現価を一括お支払いします。毎年の年金額が一定の定額型と毎年の年金額が増える通増型があります。</p> <p>2. 生存保障重点型年金です</p> <p>上記2タイプとも年金支払開始日前の死亡保障を抑えることにより年金額を多くするように設計してあります。</p> <p>3. 個人年金保険料控除により税金が安くなります</p> <p>一定の要件を満たせば、所得税について最高50,000円、住民税について最高35,000円が毎年の所得から控除されますので、税金が安くなります。</p>	<p>〔10年確定年金〕</p>  <p>〔10年保証期間付終身年金(定額型)〕</p> 
<p>こども保険</p> <p>5年ごと利差配当付 こども保険</p>	<p>1. お子さまのご成長にあわせて、祝金がお受け取りになれます</p> <p>お子さまが小学校、中学校、高校、大学に入学のときに祝金がお受け取りになれますので、お子さまの学資金づくりにぴったりです。（ご契約時のお子さまの年齢が4歳～9歳の場合は、祝金の受け取りは中学校入学からとなります。）</p> <p>2. ご契約者が万一のときには、養育年金をお支払いします</p> <p>ご契約者が死亡・高度障害のとき、養育年金が満期までお受け取りになれます。この場合それ以降の保険料のお払込みが免除されます。</p>	<p>（お子さまの契約年齢が0歳） 基準祝金額100万円の場合）</p> 

名称（保険種類）	特 長	し く み 図
<p>疾病・医療保険</p> <p>5年ごと利差配当付 特定疾病保障 終身保険</p>	<p>1. がん・急性心筋梗塞・脳卒中に対する保障および死亡保障を一生にわたって確保できます がん・急性心筋梗塞・脳卒中になられた場合、特定疾病保険金をお支払いします。保障期間は一生です。 ※死亡・高度障害のときは死亡・高度障害保険金をお支払いします。ただし、特定疾病保険金をお支払いした場合、ご契約は消滅しますので、死亡・高度障害保険金は支払われません。</p>	
<p>無配当 特定疾病保障 定期保険</p>	<p>1. がん・急性心筋梗塞・脳卒中に対する保障および死亡保障を一定期間確保することができます がん・急性心筋梗塞・脳卒中になられた場合、特定疾病保険金をお支払いします。 ※死亡・高度障害のときは死亡・高度障害保険金をお支払いします。ただし、特定疾病保険金をお支払いした場合、ご契約は消滅しますので、死亡・高度障害保険金は支払われません。</p> <p>2. ご契約の自動更新ができます 保険期間が満了したときに、健康状態にかかわらず所定の要件を満たせば、ご契約を自動的に更新できます。</p>	
<p>無配当 医療保険</p>	<p>1. すべての病気、ケガによる入院を保障します 胃潰瘍、ガン、脳いっ血、心臓病などの成人病をはじめ、交通事故など不慮の事故によるケガまで、すべての病気・ケガによる入院が保障されます。</p> <p>2. 1泊2日の短期入院から最長1095日までの長期入院も保障します 1泊2日以上入院なら、1日目から保障します。また、1095日型をお選びいただけますと、1回の入院につき、最高1095日まで保障しますので長期入院でも安心です。 1095日型以外に120日型または60日型をお選びいただくこともできます。</p> <p>3. 終身保障タイプと定期保障タイプがあります 一生にわたって医療保障が続けられる終身保障タイプと、一定期間の医療保障を得ることができる定期保障タイプをご用意しており、ライフプランに応じてお選びいただけます。</p> <p>4. 死亡保障を省いた分、保険料が割安です 医療保障だけほしいというニーズにおこたえて、死亡保障をなくしました。(死亡保障をお求めの場合は特約を付加して下さい) ※主たる被保険者（本人）が死亡されたとき契約は消滅します。そのときの解約返戻金はありません。</p> <p>5. 保険料の割安な解約返戻金なしタイプもございます 解約返戻金のある標準タイプに加え、保険料の割安な解約返戻金なしタイプもご選択いただけます。</p> <p>6. ご家族に保障を広げることができるように4つの型があります ●本人型 ●本人・配偶者型 ●本人・子型 ●本人・配偶者・子型（配偶者・こどもの入院給付金額は本人の60%）</p>	<p><終身保障タイプ></p> <p><定期保障タイプ></p>

IV 直近事業年度における事業の概況

(2) 個人向け商品〔特約〕

①死亡・高度障害の保障を大きくするための特約

利用目的	特約名	内 容
主契約の被保険者の死亡・高度障害の保障を大きくします。	平準定期保険特約	特約の保険期間中に被保険者が死亡・高度障害状態となられたとき保険金をお支払いします。保険期間中、保険金額は一定です。
	通減定期保険特約	特約の保険期間中に被保険者が死亡・高度障害状態となられたとき保険金をお支払いします。保険金額は、1年ごとに通減します。最終保険金額割合（初年度の保険金額に対する最終保険年度の保険金額の割合）は、所定の範囲内で60%、40%、20%のいずれかが選択できます。
	収入保障特約	被保険者が死亡・高度障害になられたとき以降、特約の保険期間の終りまで毎月年金をお支払いします。最低支払保証期間（支払事由に該当した時期にかかわらず年金のお支払を保証する期間）は、所定の範囲内で2年、5年、10年の中から選択できます。年金月額が一定の定額型と毎年3%ずつ増額する逓増型があります。
主契約の保障内容にがん・急性心筋梗塞・脳卒中に対する保障を付加します。	特定疾病保障定期保険特約	死亡・高度障害に加えて、被保険者ががん・急性心筋梗塞・脳卒中で所定の状態になられたときに、特定疾病保険金をお支払いします。（特定疾病保険金のお支払いによりこの特約は消滅します。）

②災害や疾病の保障を追加するための特約

利用目的	特約名	内 容
災害による死亡・高度障害の保障を大きくします。	災害割増特約	災害（不慮の事故）で180日以内に、または所定の感染症により死亡・高度障害になられたとき、保険金をお支払いします。
災害による死亡・身体障害の保障を大きくします。	傷害特約	災害（不慮の事故）で180日以内に、または所定の感染症により死亡・身体障害になられたとき、災害死亡保険金・障害給付金（障害の程度に応じて災害死亡保険金の1割～10割に相当する額）をお支払いします。ご家族にも保障を広げることができるように4つの型があります。（配偶者・子どもの保険金額は本人の60%） ●本人型 ●本人・配偶者型 ●本人・子型 ●本人・配偶者・子型 （配偶者と子どもの範囲は同一戸籍に記載されている配偶者と満20歳未満の子どもで、子どもは契約後に生まれる子どもも含めて何人でも保障します。）
災害による入院の保障を付加します。	災害入院特約	災害（不慮の事故）により入院されたとき、入院給付金をお支払いします。ご家族にも保障を広げることができるように4つの型があります。（配偶者・子どもの入院給付金日額は本人の60%） ●入院給付金：不慮の事故で、事故の日から180日以内に5日以上継続して入院されたときにお支払いします。1事故による入院についてのお支払日数の限度は120日・360日・730日の中から選択いただけます。（総支払限度日数はいずれの場合も730日） 支払金額＝入院給付金日額×（入院日数－入院開始日から4日） ※疾病入院特約とあわせて付加していただきます。
病気による入院の保障を付加します。病気・災害による手術も保障します。	疾病入院特約	病気により入院したとき、または手術を受けたとき、入院給付金・手術給付金をお支払いします。ご家族にも保障を広げることができるように4つの型があります。（配偶者・子どもの入院給付金日額は本人の60%） ●入院給付金：疾病で5日以上継続して入院されたときにお支払いします。 1入院についてのお支払日数の限度は120日・360日・730日の中から選択いただけます。（総支払限度日数はいずれの場合も730日） 支払金額＝入院給付金日額×（入院日数－入院開始日から4日） ●手術給付金：疾病または災害（不慮の事故）による傷害で所定の手術を受けられたときにお支払いします。手術給付金は手術の都度何回でもお支払いします。 支払金額＝入院給付金日額×手術の種類に応じた所定の倍率（10倍・20倍・40倍） ※災害入院特約とあわせて付加していただきます。

IV 直近事業年度における事業の概況

利用目的	特約名	内 容
災害により入院された後の自宅療養期間(通院)に対する保障を付加します。	災害退院後療養特約	災害入院特約の入院給付金の支払われる日数が20日以上入院をされた後、退院されたときに災害療養給付金(災害入院特約の入院給付金日額の10倍に相当する額)をお支払いします。災害入院特約と同様、配偶者・子どもを被保険者に加えることができます。(配偶者・子どもの療養給付金額は本人の60%) ※災害入院特約、疾病入院特約、疾病退院後療養特約とあわせて付加していただきます。
病気により入院された後の自宅療養期間(通院)に対する保障を付加します。	疾病退院後療養特約	疾病入院特約の入院給付金の支払われる日数が20日以上入院をされた後、退院されたときに疾病療養給付金(疾病入院特約の入院給付金日額の10倍に相当する額)をお支払いします。疾病入院特約と同様、配偶者・子どもを被保険者に加えることができます。(配偶者・子どもの療養給付金額は本人の60%) ※災害入院特約、疾病入院特約、災害退院後療養特約とあわせて付加していただきます。
成人病による入院の際の保障を付加します。	成人病保障特約	5大成人病(がん・糖尿病・心疾患・高血圧性疾患・脳血管疾患)により入院されたとき、入院給付金をお支払いします。 ●入院給付金: 5大成人病で5日以上継続して入院されたときお支払いします。1入院についてのお支払日数の限度は120日・360日・730日の中から選択いただけます。(総支払限度日数はいずれの場合も730日) 支払金額=入院給付金日額×(入院日数-入院開始日から4日) ※災害入院特約、疾病入院特約とあわせて付加していただきます。
女性特有の疾病や成人病による入院の際の保障を付加します。	女性医療特約	女性特有の疾病や成人病(がん・糖尿病・心疾患・高血圧性疾患・脳血管疾患・甲状腺障害・造血器の障害等)により入院されたとき、入院給付金をお支払いします。 ●入院給付金: 上記の疾患で5日以上継続して入院されたときお支払いします。1入院についてのお支払日数の限度は120日・360日・730日の中から選択いただけます。(総支払限度日数はいずれの場合も730日) 支払金額=入院給付金日額×(入院日数-入院開始日から4日) ※災害入院特約、疾病入院特約とあわせて付加していただきます。
お子さまが入院されたときの保障を付加します。病気、災害による手術も保障します。	子ども医療特約	お子さまが災害(不慮の事故)や病気により入院されたとき、または手術を受けられたとき、入院給付金・手術給付金をお支払いします。 ●入院給付金: 不慮の事故や疾病で5日以上継続して入院されたときお支払いします。1入院についてのお支払日数の限度は120日、保険期間中の総支払限度日数は730日です。 支払金額=入院給付金日額×(入院日数-入院開始日から4日) ●手術給付金: 不慮の事故や疾病で所定の手術を受けられたときお支払いします。手術給付金は手術の都度何回でもお支払いします。 支払金額=入院給付金日額×手術の種類に応じた所定の倍率(10倍・20倍・40倍) ※5年ごと利差配当付子ども保険に付加する特約です。

③ご家族の死亡・高度障害保障のための特約

利用目的	特約名	内 容
主契約の被保険者の配偶者に死亡・高度障害の保障を付加します。	配偶者定期保険特約	主契約の被保険者の配偶者の方が特約の保険期間中に死亡・高度障害状態となられたとき保険金をお支払いします。
主契約の被保険者のお子さまに死亡・高度障害の保障を付加します。	子ども定期保険特約	主契約の被保険者のお子さまが特約の保険期間中に死亡・高度障害状態となられたとき保険金をお支払いします。

④死亡・高度障害保障を他の保障に移行させるための特約

利用目的	特約名	内 容
終身保険の死亡・高度障害保障を年金支払に移行する場合に付加します。	5年ごと利差配当付年金支払移行特約	付加できる主契約は、5年ごと利差配当付終身保険、無配当終身保険、5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険、無配当低解約返戻金型終身保険です。主契約の保険料払込終了後、かつ、契約日から一定期間経過後に付加できます。死亡・高度障害保障の一部を年金支払に変更することも可能です。
終身保険の死亡・高度障害保障を介護保障に移行する場合に付加します。	5年ごと利差配当付介護保障移行特約	付加できる主契約は、5年ごと利差配当付終身保険、無配当終身保険、5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険、無配当低解約返戻金型終身保険です。主契約の保険料払込終了後、かつ、契約日から一定期間経過後に付加できます。死亡・高度障害保障の一部を介護保障に変更することも可能です。

IV 直近事業年度における事業の概況

⑤生存中に保険金を受け取れるようにするための特約

利用目的	特約名	内容
被保険者が余命6カ月以内と判断されたとき、保険金の一部または全部をお支払いします。	リビング・ニーズ特約	この特約を付加した場合、被保険者が余命6カ月以内と判断されたとき、請求により死亡保険金の一部または全部（3,000万円限度。ただし6カ月分の利息と保険料相当額を差し引きます。）を特定状態保険金として生前給付します。※主契約または特約が更新する場合を除き、主契約または特約の保険期間満了前1年以内はお取扱できません。被保険者ご自身が保険金を請求できない特別な事情がある場合のため指定代理人請求制度があります。

(3) 各特約と主契約の組み合わせ

特約	5年ごと利差配当付	終身保険	無終身配当	5年ごと利差配当付	終身返戻金型	無終身返戻金型	長寿祝い金	支払特約	終身無選択	無定期配当	定期配当増	5年ごと利差配当付	養老配当	無養老配当	5年ごと利差配当付	個人年金保険	5年ごと利差配当付	こども配当	5年ごと利差配当付	特定疾病保障	終身配当	無定期配当	定期配当	
平準定期保険特約	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×
通減定期保険特約	○	○	○	○	○	○	×	○	×	○	×	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×
収入保障特約	○	○	○	○	○	○	×	○	×	○	×	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×
特定疾病保障定期保険特約	○	○	○	○	○	○	×	○	×	○	×	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×
災害割増特約	○	○	○	○	○	○	×	○	×	○	×	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×
傷害特約	○	○	○	○	○	○	×	○	×	○	×	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×
災害入院特約	※1○	※1○	※1○	※1○	※1○	※1○	×	※1○	×	※1○	×	※1○	※1○	※1○	※1○	※1○	※1○	×	×	×	×	×	×	×
疾病入院特約	※1○	※1○	※1○	※1○	※1○	※1○	×	※1○	×	※1○	×	※1○	※1○	※1○	※1○	※1○	※1○	×	×	×	×	×	×	×
災害退院後療養特約	※2○	※2○	※2○	※2○	※2○	※2○	×	※2○	×	※2○	×	※2○	※2○	※2○	※2○	※2○	※2○	×	×	×	×	×	×	×
疾病退院後療養特約	※2○	※2○	※2○	※2○	※2○	※2○	×	※2○	×	※2○	×	※2○	※2○	※2○	※2○	※2○	※2○	×	×	×	×	×	×	×
成人病保障特約	※3○	※3○	※3○	※3○	※3○	※3○	×	※3○	×	※3○	×	※3○	※3○	※3○	※3○	※3○	※3○	×	×	×	×	×	×	×
女性医療特約	※3○	※3○	※3○	※3○	※3○	※3○	×	※3○	×	※3○	×	※3○	※3○	※3○	※3○	※3○	※3○	×	×	×	×	×	×	×
こども医療特約	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×
配偶者定期保険特約	○	○	○	○	○	○	×	○	×	○	×	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×
こども定期保険特約	○	○	○	○	○	○	×	○	×	○	×	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×
5年ごと利差配当付年金支払移行特約	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
5年ごと利差配当付介護保障移行特約	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
リビング・ニーズ特約	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	※4○	○	×	×	×	×	×	×	×

(注) ※1. 災害入院特約と疾病入院特約はあわせて付加していただきます。

※2. 災害退院後療養特約と疾病退院後療養特約はセットで、災害入院特約・疾病入院特約を付加するご契約に付加することができます。

※3. 成人病保障特約、女性医療特約は災害入院特約・疾病入院特約を付加するご契約に付加することができます。

※4. 5年ごと利差配当付個人年金保険にリビング・ニーズ特約を付加する場合には、平準定期保険特約、通減定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約を付加していることが必要です。

IV 直近事業年度における事業の概況

(4) 医療保険専用の特約

利用目的	特約名	内 容
退院された後の自宅療養期間に対する保障を付加します。	退院後療養特約	医療保険（主契約）の疾病入院給付金または災害入院給付金をお支払いする入院日数が20日以上となる入院をされた後、退院されたときに退院療養給付金（基本退院療養給付金額の10倍に相当する金額）をお支払いします。ご家族にも保障を広げることができるように4つの型があります。（配偶者・こどもの給付金額は本人の60%） <ul style="list-style-type: none"> ・本人型 ・本人・配偶者型 ・本人・子型 ・本人・配偶者・子型 （配偶者とこどもの範囲は同一戸籍に記載されている配偶者と満20歳未満のこどもで、こどもは契約後に生まれるこどもも含めて何人でも保障します。）
がんに対する保障を大きくします。	がん入院特約	医療保険（主契約）の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日以後に初めてがんと診断確定され、そのがんにより入院されたとき、がん入院給付金をお支払いします。 <ul style="list-style-type: none"> ・がん入院給付金：がんにより2日以上継続して入院されたときお支払いします。1入院についてのお支払い日数の限度は60日・120日・1095日の中から選択いただけます。（総支払限度日数はいずれの場合も1095日） 支払金額＝入院給付金日額×入院日数 ご家族にも保障を広げることができるように4つの型があります。（配偶者・こどもの給付金額は本人の60%） <ul style="list-style-type: none"> ・本人型 ・本人・配偶者型 ・本人・子型 ・本人・配偶者・子型 （配偶者とこどもの範囲は同一戸籍に記載されている配偶者と満20歳未満のこどもで、こどもは契約後に生まれるこどもも含めて何人でも保障します。）
	がん診断給付金特約	主たる被保険者（本人）が医療保険（主契約）の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日以後に初めてがん（上皮内がん、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんを除きます）と診断確定されたとき、がん診断給付金をお支払いします。がん診断給付金のお支払いは1回のみとします。
一定の死亡・高度障害保障を付加します。	終身保険特約	主たる被保険者（本人）が死亡・高度障害状態になられたとき、保険金をお支払いします。
	定期保険特約	特約の保険期間中に、主たる被保険者（本人）が死亡・高度障害状態になられたとき、保険金をお支払いします。
たとえば無事故の場合の祝い金として	無事故給付金特約	主契約の主たる被保険者（本人）に対する給付金のお支払いがなく、かつ、特約の保険期間（5年間）の満了時に生存されている場合に、無事故給付金をお支払いします。

(5) 企業・団体向け商品

総合福祉団体定期保険

団体の定める福利厚生規程（弔慰金・死亡退職金規程等）の円滑な運営とともに、所属員（役員・従業員）の遺族および所属員の生活保障を目的とする全員加入型の団体生命保険です。被保険者が死亡または所定の高度障害状態になられた場合に、団体の規程に準拠した死亡保険金または高度障害保険金をお支払いします。

団体定期保険（Bグループ保険）

団体の所属員等（役員・従業員およびその配偶者）を被保険者とし、遺族および所属員の生活保障を目的とする任意加入型の団体生命保険です。被保険者が死亡または所定の高度障害状態になられた場合に、死亡保険金または高度障害保険金をお支払いします。

また、特約を付加することにより所属員のお子様も被保険者になれます。

団体信用生命保険

賦払債務者を被保険者とし、銀行、販売会社などの信用供与機関または信用保証機関をご契約者とする団体生命保険です。被保険者が死亡または所定の高度障害状態になられた場合に、被保険者にかわって債務残高相当額をご契約者にお支払いします。

消費者信用団体生命保険

銀行、信販会社などの信用供与機関または信用保証機関をご契約者とし、その信用供与機関等と一定の利用限度額の範囲で繰り返し消費者信用の供与を受ける契約（リボルビングローン契約）を締結している消費者を被保険者とする団体生命保険です。被保険者が死亡または所定の高度障害状態になられた場合に、被保険者にかわってその時点の債務残高相当額をご契約者にお支払いします。

IV - 9 情報システムに関する状況

情報システムにつきましては、生保基幹系システムの基本的な運用をアウトソーシング方式によりに推進しております。

また、オンラインネットワークにつきましては、親会社である共栄火災海上保険株式会社のネットワークを活用し、オンラインリアルタイムシステムを構築しております。

端末機につきましては、当社社員が使用する端末機および共栄火災海上保険株式会社の社員が使用する端末機を全国の拠点に配備し、お客様のご要望に対し迅速かつ正確にお応えできるよう努めております。

また、お客様のご契約内容等の個人情報につきましても、厳重な管理をいたしております。

IV - 10 公共福祉活動、厚生事業団活動の概況

当社では、共栄火災グループの一員として、共栄火災海上保険株式会社において実施されている様々な社会貢献活動に積極的に参加しています。

共栄火災グループを通じて全社員が取り組んでいる主な活動は以下の通りです。

①植樹活動を通じた森林保護活動

「共栄火災エコの森友の会」に当社としても参加し、森林保護育成のために全国の国有林への植樹活動を行い、平成10年6月には、第4回植樹地として京都府・綾部市内に「共栄火災エコの森」を開設しています。

②チャリティ活動による国際貢献

毎年2月に共栄火災グループで実施している「バレンタインデー・あげたつもり・もらったつもりチャリティ募金」に参加し、平成15年は、西アフリカ・マリ共和国へ砂漠化防止のための植林費用（共栄火災グループ全体で49万円）を寄贈しました。また、毎年11～12月に共栄火災で実施している「クリスマス物品チャリティ運動」では、共栄火災グループの社員から寄せられた衣料品、医薬品、文房具など約6,300点を同地へ寄贈しています。

上記の他、(社)生命保険協会及び全国にある地方生命保険協会を通じて、要介護老人支援策、募金など様々な社会貢献活動にも取り組んでおります。

V - 1 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円)

項 目	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
経 常 収 益	9,568	11,544	12,691	15,432	15,723
経 常 利 益	△413	△56	313	341	328
基 礎 利 益	—	81	376	454	296
当 期 純 利 益	△614	△369	△148	142	29
資 本 金	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
発行済株式の総数	200千株	200千株	200千株	200千株	200千株
総 資 産	23,625	28,523	34,916	40,161	45,387
うち特別勘定資産	—	—	—	—	—
責 任 準 備 金 残 高	14,771	19,815	24,563	29,279	35,658
貸 付 金 残 高	290	496	726	1,007	1,218
有 価 証 券 残 高	15,512	22,038	28,206	34,509	39,824
ソルベンシー・マージン比率	3,268.9%	2,187.0%	1,985.8%	2,359.6%	2,126.5%
従 業 員 数	78名	73名	65名	64名	59名
保 有 契 約 高	713,056	906,644	984,958	1,059,364	1,070,753

(注) 1. ソルベンシー・マージン比率については、平成11年金融監督庁・大蔵省告示第1号及び第9号、平成12年金融監督庁・大蔵省告示第2号並びに平成13年金融庁告示第19号により、その算出基準が一部変更されています。そのため、平成11年度及び平成12年度の数値はそれぞれ異なる基準によって算出されています。

2. 保有契約高とは、個人保険・個人年金保険・団体保険の各保有契約高の合計です。なお、個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

VI - 1 貸借対照表

(単位：百万円)

年 度 科 目	平成14年度末	平成15年度末	年 度 科 目	平成14年度末	平成15年度末
	金 額	金 額		金 額	金 額
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預貯金	3,104	2,834	保険契約準備金	30,106	36,787
現金	0	-	支払備金	466	705
預貯金	3,103	2,834	責任準備金	29,279	35,658
有価証券	34,509	39,824	契約者配当準備金	359	423
国債	5,575	11,335	代理店借	82	78
社債	25,883	25,156	再保険借	24	19
株式	538	637	その他負債	164	283
外国証券	1,207	1,168	未払法人税等	8	25
その他の証券	1,303	1,527	未払金	13	13
貸付金	1,007	1,218	未払費用	115	213
保険約款貸付	1,007	1,218	預り金	1	1
不動産及び動産	20	34	仮受金	25	28
動産	20	34	退職給付引当金	1	1
代理店貸	4	2	価格変動準備金	43	52
再保険貸	4	0	繰延税金負債	746	150
その他資産	1,510	1,472	負債の部合計	31,169	37,372
未収金	902	985	(資本の部)		
前払費用	18	13	資本金	10,000	10,000
未収収益	141	155	利益剰余金	△2,323	△2,294
預託金	2	1	当期未処理損失	2,323	2,294
仮払金	4	14	(当期純利益)	(142)	(29)
ソフトウェア	436	-	株式等評価差額金	1,315	309
その他の資産	5	301	資本の部合計	8,992	8,015
資産の部合計	40,161	45,387	負債及び資本の部合計	40,161	45,387

Ⅵ 財産の状況

(平成14年度の注記事項)	(平成15年度の注記事項)
<p>1. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価のないものについては取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む）については移動平均法による償却原価法（定額法）、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p>	<p>1. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価のないものについては取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む）については移動平均法による償却原価法（定額法）、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p>
<p>2. デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。</p>	<p>2. デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。</p>
<p>3. 動産の減価償却の方法は、定率法によっております。 なお、動産のうち取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等償却を行っております。</p>	<p>3. 動産の減価償却の方法は、定率法によっております。 なお、動産のうち取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等償却を行っております。</p>
<p>4. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、計上することとしております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて引当を行うこととしております。 なお、当年度末残高はありません。</p>	<p>4. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、計上することとしております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて引当を行うこととしております。 なお、当年度末残高はありません。</p>
<p>5. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る会計基準（退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書）平成10年6月16日企業会計審議会に基づき、自己都合退職による期末要支給額を退職給付債務として計上しております。</p>	<p>5. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る会計基準（退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書）平成10年6月16日企業会計審議会に基づき、自己都合退職による期末要支給額を退職給付債務として計上しております。</p>
<p>6. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。</p>	<p>6. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。</p>
<p>7. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、事業費は税込方式によっております。 なお、資産に係わる控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生事業年度に費用処理しております。</p>	<p>7. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、事業費は税込方式によっております。 なお、資産に係わる控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生事業年度に費用処理しております。</p>
<p>8. 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については保険業法施行規則第69条第4項第4号の規定に基づいて5年チルメル式により計算しております。</p>	<p>8. 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については保険業法施行規則第69条第4項第4号の規定に基づいて5年チルメル式により計算しております。 なお、上記の方法により算出された金額のほか、保険業法上の標準責任準備金積立に向け420百万円を計上しております。</p>
<p>9. 資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法については、利用可能期間に基づく定額法により償却しております。</p>	<p>9. 資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法については、利用可能期間に基づく定額法により償却しております。</p>
<p>10. 保険業法第113条繰延資産は、従来保険業法第113条及び定款の規定により算出した額を計上していましたが、当期においてこれを一括償却いたしました。この結果、従来の方による場合に比べ、経常利益及び税引前当期利益はそれぞれ1,023百万円減少しております。</p>	<p>10. 保険業法施行規則別紙様式の改正に伴い、前年度において掲記していた「当期利益」を、当年度からは「当期純利益」として表示しております。</p>
<p>11. 保険業法施行規則別紙様式が、「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令」（平成15年4月24日内閣府令第53号）により改正されたことに伴い、以下のとおり表示方法を変更しております。 (1) 前年度において資本の部は、「資本金」及び「欠損金」として区分掲記しておりましたが、当年度からは「資本金」及び「利益剰余金」として表示しております。 (2) 前年度において区分掲記していた「評価差額金」は、当年度からは「株式等評価差額金」として表示しております。</p>	<p>11. 前年度において区分掲記していた「ソフトウェア」は当年度末の額が296百万円と総資産の100分の1を下回ったことから、当年度より「その他の資産」に含めて表示しております。</p>
<p>12. 不動産及び動産の減価償却累計額は、68百万円であります。</p>	<p>12. 不動産及び動産の減価償却累計額は、54百万円であります。</p>
<p>13. 1株当たりの当期利益は、712円29銭であります。</p>	<p>13. 保険業法施行規則第17条の3第1項第3号に規定する純資産額は、309百万円あります。</p>
<p>14. 改正前の商法第290条第1項第6号に規定する純資産額は、1,315百万円あります。</p>	<p>14. 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。 前年度末現在高 358百万円 当年度契約者配当金支払額 300百万円 利息による増加等 0百万円 契約者配当準備金繰入額 301百万円 当年度末現在高 359百万円</p>
<p>15. 貸借対照表に計上した動産の他、リース契約により使用している重要な動産として電子計算機及びその周辺機器等があります。</p>	<p>15. 担保に供されている資産の額は、111百万円あります。</p>
<p>16. 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。 前年度末現在高 358百万円 当年度契約者配当金支払額 300百万円 利息による増加等 0百万円 契約者配当準備金繰入額 301百万円 当年度末現在高 359百万円</p>	<p>16. 外貨建資産の額は、261百万円あります。（外貨額2百万米ドル）</p>
<p>17. 担保に供されている資産の額は、118百万円あります。</p>	<p>17. 金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律附則第140条第5項の規定に基づき生命保険契約者保護機構が承継した旧保険契約者保護基金に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は25百万円あります。なお、当該負担金は搬出した年度の事業費として処理しております。</p>
<p>18. 外貨建資産の額は、261百万円あります。（外貨額2百万米ドル）</p>	<p>18. 保険業法第259条の規定に基づく保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は111百万円あります。なお、当該負担金は搬出した年度の事業費として処理しております。</p>
<p>19. 金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律附則第140条第5項の規定に基づき生命保険契約者保護機構が承継した旧保険契約者保護基金に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は25百万円あります。なお、当該負担金は搬出した年度の事業費として処理しております。</p>	<p>19. 繰延税金資産の総額は、171百万円、繰延税金負債の総額は、746百万円あります。繰延税金資産のうち評価引当額として控除した額は、171百万円あります。繰延税金資産の発生主な原因別内訳は、繰越欠損金76百万円及び保険契約準備金63百万円あります。また、繰延税金負債の発生原因別内訳は、その他有価証券評価差額746百万円あります。</p>
<p>20. 繰延税金資産の総額は、171百万円、繰延税金負債の総額は、746百万円あります。繰延税金資産のうち評価引当額として控除した額は、171百万円あります。繰延税金資産の発生主な原因別内訳は、繰越欠損金76百万円及び保険契約準備金63百万円あります。また、繰延税金負債の発生原因別内訳は、その他有価証券評価差額746百万円あります。</p>	<p>20. 当期における法定実効税率は36.21%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主要な内訳は、保険業法第113条繰延資産解消397.97%及び住民税均等割29.26%であります。</p>
<p>21. 繰延税金資産の総額は、171百万円、繰延税金負債の総額は、746百万円あります。繰延税金資産のうち評価引当額として控除した額は、171百万円あります。繰延税金資産の発生主な原因別内訳は、繰越欠損金76百万円及び保険契約準備金63百万円あります。また、繰延税金負債の発生原因別内訳は、その他有価証券評価差額746百万円あります。</p>	<p>21. 当期における法定実効税率は36.21%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主要な内訳は、保険業法第113条繰延資産解消397.97%及び住民税均等割29.26%であります。</p>
<p>22. 改正前の商法施行規則第72条に規定する資本の欠損額は、2,323百万円あります。</p>	<p>22. 繰延税金資産の総額は、167百万円、繰延税金負債の総額は、175百万円あります。繰延税金資産のうち評価引当額として控除した額は、143百万円あります。繰延税金資産の発生主な原因別内訳は、保険契約準備金110百万円あります。また、繰延税金負債の発生原因別内訳は、その他有価証券評価差額175百万円あります。</p>
<p>23. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。</p>	<p>23. 当年度における法定実効税率は36.21%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主要な内訳は、保険契約準備金147.63%、交際費等の永久に損金に算入されない項目41.62%、住民税均等割等19.00%、繰越欠損に係る控除が△242.38%であります。</p>
<p>24. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。</p>	<p>24. 資本の欠損額は、2,294百万円あります。</p>
<p>25. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。</p>	<p>25. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。</p>

Ⅵ - 2 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	年 度	平成14年度	平成15年度	
		金 額	金 額	
経 常 損 益 の 部	経 常 収 益 等 収 入	15,432	15,723	
	保 険 料 等 収 入	13,292	14,636	
	保 再 保 険 収 入	13,238	14,527	
	資 産 運 用 収 益	54	109	
	利 息 及 び 配 当 金 等 収 入	1,847	863	
	預 貯 金 利 息	670	730	
	有 価 証 券 利 息 ・ 配 当 金	0	0	
	貸 付 金 利 息	640	694	
	そ の 他 利 息 配 当 金	28	35	
	有 価 証 券 売 却 益	0	0	
	有 価 証 券 償 還 益	1,169	133	
	そ の 他 経 常 収 益	8	-	
	年 金 特 約 取 扱 受 入 金	292	223	
	保 険 金 据 置 受 入 金	5	10	
	そ の 他 の 経 常 収 益	287	212	
		0	0	
	経 常 費 用 等 支 払 金	保 険 金 等 支 払 金	15,090	15,395
		保 険	5,480	5,252
		年 給 付 戻 金	2,567	1,628
解 約 返 戻 金		18	33	
そ の 他 返 戻 金		722	911	
再 保 険 料		1,929	2,452	
責 任 準 備 金 等 繰 入 額		58	22	
支 払 備 金 繰 入 額		184	203	
責 任 準 備 金 繰 入 額		4,888	6,617	
契 約 者 配 当 金 積 立 利 息 繰 入 額		171	238	
資 産 運 用 費 用		4,716	6,378	
支 払 利 息		0	0	
有 価 証 券 売 却 損		0	0	
金 融 派 生 商 品 費 用		176	71	
為 替 差 損		100	70	
そ の 他 運 用 費 用		74	0	
事 業 費 用		0	0	
そ の 他 経 常 費 用		2,623	2,961	
保 険 金 据 置 支 払 金		1,922	492	
税 減 価 償 却 費		231	208	
保 険 業 法 第 113 条 繰 延 資 産 償 却 費	59	61		
そ の 他 の 経 常 費 用	267	222		
	1,364	-		
	0	0		
	341	328		
益 特 別 部 損	特 別 損 失	9	11	
	不 動 産 動 産 等 処 分 損	2	2	
	価 格 変 動 準 備 金 繰 入 額	7	9	
契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額	契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額	301	285	
	引 前 当 期 純 利 益	30	31	
	法 人 税 及 住 民 税	8	27	
	法 人 税 等 調 整 額	△120	△24	
前 期 繰 越 損 失	前 期 繰 越 損 失	142	29	
	前 期 未 処 理 損 失	2,465	2,323	
		2,323	2,294	

Ⅵ 財産の状況

(平成 14 年度の注記事項)	(平成 15 年度の注記事項)
<p>1. 有価証券売却益の内訳は、国債等債券 236 百万円、株式等 929 百万円、外国証券 3 百万円であります。</p> <p>2. 有価証券売却損の内訳は、国債等債券 46 百万円、株式等 53 百万円であります。</p> <p>3. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。</p>	<p>1. 保険業法施行規則別紙様式の改正に伴い、以下のとおり表示方法を変更しております。 (1)前年度において掲記していた「税引前当期利益」を、当年度からは「税引前当期純利益」として表示しております。 (2)前年度において掲記していた「当期利益」を、当年度からは「当期純利益」として表示しております。</p> <p>2. 有価証券売却益の内訳は、国債等債券 133 百万円であります。</p> <p>3. 有価証券売却損の内訳は、国債等債券 70 百万円であります。</p> <p>4. 1 株当たりの当期純利益は、145 円 28 銭であります。</p> <p>5. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。</p>

VI - 3 キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	平成14年度	平成15年度
I 営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	30	31
減価償却費	267	222
支払備金の増加額	171	238
責任準備金の増加額	4,716	6,378
契約者配当準備金積立利息繰入額	0	0
契約者配当準備金繰入額	301	285
退職給付引当金の増加額	-	-
価格変動準備金の増加額	7	9
利息及び配当金等収入	△670	△730
有価証券関係損益	△1,076	△63
支払利息	0	0
為替差損益	0	-
不動産動産関係損益	2	2
代理店貸の増加額	1	2
再保険貸の増加額	△2	3
その他資産(除く投資活動関連・財務活動関連)の増加額	1,327	△151
代理店借の増加額	0	△3
再保険借の増加額	6	△5
その他負債(除く投資活動関連・財務活動関連)の増加額	△51	101
その他	74	0
小計	5,108	6,321
利息及び配当金等の受取額	743	759
利息の支払額	0	0
契約者配当金の支払額	△300	△221
その他	0	0
法人税等の支払額	△9	△10
営業活動によるキャッシュ・フロー	5,541	6,848
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△19,398	△17,847
有価証券の売却・償還による収入	14,405	12,038
貸付けによる支出	△803	△784
貸付金の回収による収入	522	572
その他	0	△6
II①小計	△5,274	△6,027
(I + II①)	(267)	(821)
不動産及び動産の取得による支出	△4	△27
不動産及び動産の売却による収入	0	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	△5,279	△6,054
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
財務活動によるキャッシュ・フロー	-	-
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
V 現金及び現金同等物の増加額	262	794
VI 現金及び現金同等物期首残高	2,841	3,104
VII 現金及び現金同等物期末残高	3,104	3,898

(注1) 現金及び現金同等物の範囲

現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない、取得日から概ね3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっています。

VI - 4 損失処理に関する書面

(単位：百万円)

年 度 科 目	平成 14 年度	平成 15 年度
	金 額	金 額
当 期 未 処 理 損 失	2,323	2,294
次 期 繰 越 損 失	2,323	2,294

VI - 5 債務者区分による債権の状況

(単位：百万円)

区 分	平成14年度末	平成15年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—	—
危 険 債 権	—	—
要 管 理 債 権	—	—
小 計 (対合計比)	— (—)	— (—)
正 常 債 権	1,018	1,231
合 計	1,018	1,231

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 要管理債権とは、3カ月以上延滞貸付金及び条件緩和貸付金をいいます。なお、3カ月以上延滞貸付金とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸付金(注1及び2に掲げる債権を除く。)をいい、条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金(注1及び2に掲げる債権並びに3カ月以上延滞貸付金を除く。)をいいます。
4. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

VI - 6 リスク管理債権の状況

該当ありません。

VI - 7 保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）

（単位：百万円）

項 目	平成14年度末	平成15年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	11,917	11,086
資 本 の 部 合 計	7,676	7,705
価 格 変 動 準 備 金	43	52
危 険 準 備 金	818	849
一 般 貸 倒 引 当 金	—	—
その他有価証券の評価差額×90%（マイナスの場合100%）	1,855	436
土地の含み損益×85%（マイナスの場合100%）	—	—
負債性資本調達手段等	—	—
控 除 項 目	—	—
そ の 他	1,522	2,041
リスクの合計額 $\sqrt{R_1^2 + (R_2 + R_3)^2 + R_4}$ (B)	1,010	1,042
保 険 リ ス ク 相 当 額 R ₁	732	733
予 定 利 率 リ ス ク 相 当 額 R ₂	37	40
資 産 運 用 リ ス ク 相 当 額 R ₃	596	639
経 営 管 理 リ ス ク 相 当 額 R ₄	41	42
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	2,359.6%	2,126.5%

- (注) 1. 上記は、保険業法施行規則第86条、第87条、第161条、第162条及び第190条、平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。
2. 「資本の部合計」は、貸借対照表の「資本の部合計」より「株式等評価差額金」を控除した額を記載しています。

Ⅵ - 8 有価証券等の時価情報

(1) 有価証券の時価情報

① 売買目的有価証券の評価損益

該当ありません。

② 有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの）

（単位：百万円）

区 分	平成14年度末					平成15年度末				
	帳簿価額	時 価	差 損 益			帳簿価額	時 価	差 損 益		
			うち差益	うち差損				うち差益	うち差損	
満期保有目的の債券	3,988	4,660	671	671	—	3,980	4,334	353	353	0
責任準備金対応債券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
子会社・関連会社株式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他有価証券	27,394	29,456	2,062	2,176	114	34,295	34,779	484	1,172	688
公 社 債	25,585	27,471	1,885	1,911	26	32,286	32,510	223	838	615
株 式	346	538	191	217	25	346	637	291	296	5
外 国 証 券	1,160	1,207	47	47	—	1,159	1,168	8	37	28
公 社 債	1,160	1,207	47	47	—	1,159	1,168	8	37	28
株 式 等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	302	240	△62	—	62	502	463	△39	—	39
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	31,383	34,116	2,733	2,847	114	38,276	39,114	838	1,526	688
公 社 債	29,574	32,131	2,556	2,582	26	36,267	36,844	576	1,192	615
株 式	346	538	191	217	25	346	637	291	296	5
外 国 証 券	1,160	1,207	47	47	—	1,159	1,168	8	37	28
公 社 債	1,160	1,207	47	47	—	1,159	1,168	8	37	28
株 式 等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	302	240	△62	—	62	502	463	△39	—	39
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

（注）本表には、CD（譲渡性預金）等、証券取引法上の有価証券に準じた取扱いを行うことが適当と認められるものを含んでいます。

時価のない有価証券の帳簿価額は次のとおりです。

（単位：百万円）

区 分	平成14年度末	平成15年度末
満 期 保 有 目 的 の 債 券	—	—
非 上 場 外 国 債 券	—	—
そ の 他	—	—
責 任 準 備 金 対 応 債 券	—	—
子 会 社 ・ 関 連 会 社 株 式	—	—
そ の 他 有 価 証 券	1,063	1,064
非上場国内株式（店頭売買株式を除く）	—	—
非上場外国株式（店頭売買株式を除く）	—	—
非 上 場 外 国 債 券	—	—
そ の 他	1,063	1,064
合 計	1,063	1,064

(2) 金銭の信託の時価情報

該当ありません。

(3) デリバティブ取引の時価情報

1. 定性的情報

当社の利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引、株券オプション取引、債券店頭オプション取引であります。

資産運用にあたり、金利・株価・為替リスクを負う現物資産の一部をリスクヘッジすることを目的に、デリバティブ取引を活用しております。

取引内容は市場リスクと信用リスクを伴うことから、取引限度等を社内規定で定めております。また、管理にあたりフロントとバックとの牽制ができる仕組みとし、さらに、リスクの状況は、現物資産とともにリスク管理委員会に定期報告する体制になっております。

2. 定量的情報

平成 15 年度末には、取引残高はありません。

VI - 9 経常利益等の明細（基礎利益）

(単位：百万円)

	平成14年度	平成15年度
基礎利益 A	454	296
キャピタル収益	1,169	133
金銭の信託運用益	—	—
売買目的有価証券運用益	—	—
有価証券売却益	1,169	133
金融派生商品収益	—	—
為替差益	—	—
その他キャピタル収益	—	—
キャピタル費用	175	70
金銭の信託運用損	—	—
売買目的有価証券運用損	—	—
有価証券売却損	100	70
有価証券評価損	—	—
金融派生商品費用	74	0
為替差損	0	—
その他キャピタル費用	—	—
キャピタル損益 B	993	62
キャピタル損益含み基礎利益 A+B	1,448	359
臨時収益	—	—
再保険収入	—	—
危険準備金戻入額	—	—
その他臨時収益	—	—
臨時費用	1,106	31
再保険料	—	—
危険準備金繰入額	82	31
個別貸倒引当金繰入額	—	—
特定海外債権引当勘定繰入額	—	—
貸付金償却	—	—
その他臨時費用	1,023	—
臨時損益 C	△1,106	△31
経常利益 A+B+C	341	328

- (注) 1. 平成15年度の「基礎利益」は、保険業法上の標準責任準備金積立に向け新たに積増した420百万円を含めて算出しています。平成14年度と同様に積増しを行わない場合の「基礎利益」は、716百万円となります。
2. 平成14年度の「その他臨時費用」は、「保険業法第113条繰延資産」の一括償却に伴う追加償却額1,023百万円です。

VI - 10 計算書類等についての会計監査人による監査

平成15年度の計算書類等については、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条に基づき、会計監査人である新日本監査法人による監査を受けており、また、同監査法人より適法意見の監査報告書を受領しております。

Ⅶ - 1 主要な業務の状況を示す指標

(1) 決算業績の概況

収益面では保険料等収入が146億36百万円、資産運用収益が8億63百万円、その他経常収益が2億23百万円となり、経常収益は157億23百万円となりました。

一方、費用面では保険金等支払金が52億52百万円、責任準備金等繰入額が66億17百万円、資産運用費用が71百万円、事業費が29億61百万円、その他経常費用が4億92百万円となり、経常費用は153億95百万円となりました。

なお、責任準備金等繰入額については、標準責任準備金の達成に向けて、今年度初めて5年チルメル式を上回る4億20百万円を追加して積立てました。

以上の結果、経常利益は3億28百万円となりました。これに契約者配当準備金繰入額、法人税等調整額等を加算減算した当期純利益は29百万円となりました。

また、資産面につきましても、年度末総資産が52億26百万円増の453億87百万円となりました。

(2) 保有契約高及び新契約高

保有契約高

(単位：件、百万円、%)

	平成14年度末				平成15年度末			
	件数		金額		件数		金額	
		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比
個人保険	72,366	106.4	687,920	104.7	74,031	102.3	678,091	98.6
個人年金保険	4,157	101.2	17,798	98.0	7,497	180.3	24,976	140.3
団体保険	-	-	353,645	114.2	-	-	367,685	104.0

(注) 個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

新契約高

(単位：件、百万円)

	平成14年度				平成15年度			
	件数	金額			件数	金額		
		新契約	転換による純増加			新契約	転換による純増加	
個人保険	13,335	123,537	123,537	-	11,157	93,646	93,646	-
個人年金保険	434	1,398	1,398	-	3,689	8,588	8,588	-
団体保険	-	33,724	33,724	-	-	15,309	15,309	-

(注) 新契約・転換による純増加の個人年金保険の金額は年金支払開始時における年金原資です。

Ⅶ 業務の状況を示す指標

(3) 保障機能別保有契約高

(単位：百万円)

区 分		保 有 金 額		
		平 成 14 年 度	平 成 15 年 度	
死亡保障	普通死亡	個人保険	684,029	674,044
		個人年金保険	-	-
		団体保険 その他共計	353,634 1,037,663	367,666 1,041,710
	災害死亡	個人保険	(120,847)	(123,502)
		個人年金保険	(106)	(106)
		団体保険 その他共計	(7,721) (128,675)	(8,580) (132,188)
	その他の条件付死亡	個人保険	(-)	(-)
		個人年金保険	(-)	(-)
		団体保険 その他共計	(-) (-)	(-) (-)
生存保障	満期・生存給付	個人保険	3,891	4,046
		個人年金保険	17,520	24,720
		団体保険 その他共計	- 21,411	- 28,766
	年金	個人保険	(-)	(-)
		個人年金保険	(2,163)	(3,268)
		団体保険 その他共計	(0) (2,163)	(1) (3,269)
	その他	個人保険	-	-
		個人年金保険	277	256
		団体保険 その他共計	10 288	19 276
入院保障	災害入院	個人保険	(271)	(268)
		個人年金保険	(1)	(1)
		団体保険 その他共計	(24) (297)	(24) (294)
	疾病入院	個人保険	(271)	(268)
		個人年金保険	(1)	(1)
		団体保険 その他共計	(-) (273)	(-) (269)
	その他の条件付入院	個人保険	(256)	(247)
		個人年金保険	(0)	(0)
		団体保険 その他共計	(-) (256)	(-) (248)

- (注) 1. 括弧内数値は主契約の付随保障部分および特約の保障を表します。ただし、定期特約の普通死亡保障は主要保障部分に計上しました。
 2. 低解約返戻金型終身保険(無選択型)の災害死亡保障は普通死亡保障部分に計上しました。
 3. 生存保障の満期・生存給付欄の個人年金保険、団体保険(年金特約)の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資を表します。
 4. 生存保障の年金欄の金額は、年金年額を表します。
 5. 生存保障のその他欄の金額は個人年金保険(年金支払開始後)、団体保険(年金特約年金支払開始後)の責任準備金を表します。
 6. 入院保障欄の金額は入院給付金日額を表します。
 7. 入院保障の疾病入院のその他共計の金額は主要保障部分と付随保障部分の合計を表します。

(単位：件)

区 分		保 有 件 数	
		平 成 14 年 度	平 成 15 年 度
障 害 保 障	個人保険	13,865	14,577
	個人年金保険	10	10
	団体保険	34,653	46,625
	その他共計	48,528	61,212
手 術 保 障	個人保険	51,079	50,096
	個人年金保険	316	298
	団体保険	-	-
	その他共計	51,395	50,394

(4) 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高

(単位：百万円)

区 分		保 有 金 額	
		平成14年度	平成15年度
死 亡 保 険	終 身 保 険	130,386	128,154
	定 期 保 険	168,752	170,664
	そ の 他 共 計	660,593	652,254
生 死 混 合 保 険	養 老 保 険	18,358	17,873
	生存給付金付定期特約	5,077	3,916
	そ の 他 共 計	27,327	25,836
生 存 保 険		—	—
年 金 保 険	個 人 年 金 保 険	17,798	24,976
災 害 ・ 疾 病 関 係 特 約	災 害 割 増 特 約	62,697	62,640
	傷 害 特 約	55,201	57,862
	災 害 入 院 特 約	236	232
	疾 病 特 約	236	232
	成 人 病 特 約	4	5
	その他の条件付入院特約	252	243

- (注) 1. 個人年金保険の金額は年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。
 2. 入院特約の金額は入院給付金日額を表します。

(5) 契約者配当の状況

① 個人保険・個人年金保険の契約者配当金

イ. 配当の対象となる保険種類

当社が販売している個人保険には、契約者配当の有無により、無配当保険と5年ごと利差配当付保険とがあります。このうち、契約者配当の対象となる5年ごと利差配当付保険を具体的に列挙すると、次のとおりです。

- ・ 5年ごと利差配当付終身保険
- ・ 5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険
- ・ 5年ごと利差配当付養老保険
- ・ 5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険
- ・ 5年ごと利差配当付こども保険
- ・ 5年ごと利差配当付個人年金保険

ロ. 配当のしくみ

5年ごと利差配当付保険については、責任準備金等の運用益が当社の予定した運用益をこえた場合にご契約後5年ごとに配当金としてお支払いします。

このために、当社は毎年当該事業年度にかかる責任準備金等の運用益が当社の予定した運用益をこえた場合、契約者配当準備金を積み立てます。なお、責任準備金等の運用益が当社の予定した運用益を下回ったときは、契約者配当準備金を取り崩します。

契約者配当準備金は、契約者配当金としてお支払いをお約束するものではなく、運用実績等によって変動（増減）し、契約者配当金をお支払いできないこともあります。

ハ、平成 15 年度決算による契約者配当金

平成 15 年度決算による「5 年ごと利差配当付終身保険」および「5 年ごと利差配当付養老保険」について配当金を例示しますと次のとおりです。

〈例 1〉5 年ごと利差配当付終身保険の場合

30 歳加入、60 歳払込満了、男性、年払、保険金 100 万円

契約日	予定利率	経過年数	保険料	配当金
平成 11 年 10 月 1 日	2.15 %	5 年	22,023 円	249 円

〈例 2〉5 年ごと利差配当付養老保険の場合

30 歳加入、60 歳満期、全期払込、男性、年払、保険金 100 万円

契約日	予定利率	経過年数	保険料	配当金
平成 11 年 10 月 1 日	2.15 %	5 年	29,348 円	381 円

- (注) 1. 経過年数とは平成 16 年 10 月 1 日における経過年数を示します。
 2. 上記配当金は、責任準備金に利差益配当率を乗じて計算された額です。
 ただし、利差益配当率 = 配当基準利回り - 予定利率 です。
 3. 利差配当付個人保険および利差配当付年金保険の配当基準利回り

平成 14 年度	平成 15 年度
2.30 %	2.10 %

経過年数が 5 年の契約（上記の例示契約など）以外につきましても、上記の配当基準利回りに基づき契約者配当準備金を積立えています。

なお、契約者配当準備金は契約者配当金として確定したものではなく、今後の運用実績等によって変動（増減）し、お支払いできないこともあります。

② 団体保険の契約者配当金

団体定期保険等の団体保険におきましては、商品の特性に応じて契約者配当準備金を積み立て、満期時に、当社所定の方法により契約者配当金をお支払いします。

Ⅶ - 2 保険契約に関する指標

(1) 保有契約増加率 (単位：%)

区 分	平成 14 年度	平成 15 年度
個 人 保 険	4.7	△1.4
個 人 年 金 保 険	△2.0	41.1
団 体 保 険	14.2	4.0

(2) 新契約平均保険金及び保有契約平均保険金 (個人保険)

(単位：千円)

区 分	平成 14 年度	平成 15 年度
新契約平均保険金	9,264	8,393
保有契約平均保険金	9,506	9,159

(注) 新契約平均保険金については、転換契約を含みません。

(3) 新契約率 (対年度始) (単位：%)

区 分	平成 14 年度	平成 15 年度
個 人 保 険	18.8	13.6
個 人 年 金 保 険	7.7	49.0
団 体 保 険	10.9	4.3

(注) 転換契約は含みません。

(4) 解約失効率 (対年度始) (単位：%)

区 分	平成 14 年度	平成 15 年度
個 人 保 険	12.9	13.8
個 人 年 金 保 険	10.4	7.5
団 体 保 険	12.2	2.7

(5) 個人保険新契約平均保険料（月払契約）

（単位：円）

平成 14 年度	平成 15 年度
11,684	11,396

(6) 死亡率（個人保険主契約）

件 数 率		金 額 率	
平成14年度	平成 15 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
1.22‰	1.40‰	1.32‰	1.34‰

（注）1. ‰は、 $\{分子/分母\} \times 1000$ の数値です。

2. 発生率は、 $死亡 / \{(年始保有 + 年末保有 + 死亡) / 2\}$ で計算しました。

(7) 特約発生率（個人保険）

区 分		平成 14 年度	平成 15 年度
災害死亡保障契約	件 数	0.00‰	0.00‰
	金 額	0.28‰	0.40‰
障害保障契約	件 数	0.08	0.14
	金 額	0.01	0.10
災害入院保障契約	件 数	4.88	5.67
	金 額	154.75	150.52
疾病入院保障契約	件 数	26.82	29.02
	金 額	539.26	613.23
成人病入院保障契約	件 数	8.49	13.57
	金 額	87.80	231.73
疾病・傷害手術保障契約	件 数	18.00	21.06
成人病手術保障契約	件 数	0.00	0.00

(8) 事業費率（対収入保険料）

（単位：％）

平成 14 年度	平成 15年度
19.8	20.4

Ⅶ - 3 経理に関する指標

(1) 支払備金明細表

(単位：百万円)

区 分		平成14年度	平成15年度
保 險 金	死 亡 保 険 金	253	395
	災 害 保 険 金	26	40
	高 度 障 害 保 険 金	—	26
	満 期 保 険 金	9	3
	そ の 他	—	—
	小 計	288	465
年 金	2	—	
給 付 金	35	70	
解 約 返 戻 金	140	167	
保 険 金 据 置 支 払 金	—	1	
そ の 他 共 計	466	705	

(2) 責任準備金明細表

(単位：百万円)

区 分		平成13年度末残高	平成14年度末残高	平成15年度末残高
責 任 準 備 金 (除危険準備金)	個 人 保 険	21,343	25,523	30,115
	個人年金保険	2,449	2,901	4,647
	団 体 保 険	34	36	46
	そ の 他	—	—	—
	小 計	23,827	28,461	34,808
危 険 準 備 金	735	818	849	
合 計	24,563	29,279	35,658	

(3) 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高（契約年度別）

①責任準備金の積立方式、積立率

区 分		平成14年度末	平成15年度末
積立方式	標準責任準備金 対象契約	5年チルメル式	5年チルメル式 (ただし、一部の契約は 平準純保険料式)
	標準責任準備金 対象外契約	5年チルメル式	5年チルメル式
積立率（危険準備金を除く）		92.7%	95.1%

- (注) 1. 積立方式及び積立率は、個人保険及び個人年金保険を対象としています。なお、団体保険の責任準備金は積立方式という概念がないため、上記には含んでいません。
2. 積立率については、標準責任準備金対象契約に関しては平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により、また、標準責任準備金対象外契約に関しては平準純保険料式により計算した保険料積立金、及び未経過保険料に対する積立率を記載しています。

②責任準備金残高（契約年度別）

契約年度	責任準備金残高	予定利率
1996年度～2000年度	27,707	1.85%～3.10%
2001年度	2,343	1.15%～1.75%
2002年度	2,450	1.15%～1.75%
2003年度	2,261	1.15%～1.75%

- (注) 1. 「責任準備金残高」は、個人保険及び個人年金保険の責任準備金（特別勘定の責任準備金及び危険準備金を除く）を記載しています。
2. 「予定利率」については、各契約年度別の責任準備金に係る主な予定利率を記載しています。

(4) 契約者配当準備金明細表

(単位：百万円)

区 分		個人保険	個人年金保険	団体保険	合 計
平成 14 年度	前年度末現在	35	7	315	358
	利息による増加	0	0	—	0
	配当金支払による減少	7	0	292	300
	当年度繰入額	7	1	293	301
	当年度末現在	34 (17)	8 (6)	316 (—)	359 (23)
平成 15 年度	前年度末現在	34	8	316	359
	利息による増加	0	0	—	0
	配当金支払による減少	3	0	218	221
	当年度繰入額	1	6	277	285
	当年度末現在	33 (16)	14 (5)	375 (—)	423 (22)

(注) ()内はうち積立配当金額です。

(5) 引当金明細表

(単位：百万円)

区 分	前期末残高	当期末残高	当期増減	計上の理由及び算定方法
退職給付引当金	1	1	—	貸借対照表の注記に記載したとおりであります。
価格変動準備金	43	52	9	

(6) 特定海外債権引当勘定の状況

該当ありません。

(7) 資本金等明細表

(単位：百万円)

区 分	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	摘 要
資 本 金	10,000	—	—	10,000	
うち既 発行株式	普通株式 (200千株)	(—株)	(—株)	(200千株)	
	10,000	—	—	10,000	
計	10,000	—	—	10,000	
資本剰余金	(資本準備金)	—	—	—	
	(その他資本剰余金)	—	—	—	
	計	—	—	—	

(8) 利益準備金及び任意積立金明細表

該当ありません。

(9) 保険料明細表

(単位：百万円)

区 分	平成14年度	平成15年度
個 人 保 険	11,260	10,983
（うち一時払）	1,055	496
（うち年払）	1,152	1,100
（うち半年払）	39	41
（うち月払）	9,012	9,345
個 人 年 金 保 険	706	2,034
（うち一時払）	75	1,297
（うち年払）	113	118
（うち半年払）	5	5
（うち月払）	512	612
団 体 保 険	1,270	1,509
そ の 他 共 計	13,238	14,527

Ⅶ 業務の状況を示す指標

(10) 保険金明細表

(単位：百万円)

区 分	個人保険	個人年金保険	団体保険	平成15年度 合 計	平成14年度 合 計
死 亡 保 険 金	495	—	904	1,399	1,226
災 害 保 険 金	25	—	0	25	24
高 度 障 害 保 険 金	24	—	56	80	33
満 期 保 険 金	122	—	—	122	1,283
そ の 他	—	—	—	—	—
合 計	668	—	960	1,628	2,567

(11) 年金明細表

(単位：百万円)

個人保険	個人年金保険	団体保険	平成15年度 合 計	平成14年度 合 計
14	17	1	33	18

(12) 給付金明細表

(単位：百万円)

区 分	個人保険	個人年金保険	団体保険	平成15年度 合 計	平成14年度 合 計
死 亡 給 付 金	0	6	—	6	0
入 院 給 付 金	221	1	2	224	190
手 術 給 付 金	110	0	—	110	84
障 害 給 付 金	22	—	0	22	12
生 存 給 付 金	329	0	—	329	324
そ の 他	216	1	—	217	109
合 計	899	9	2	911	722

(13) 解約返戻金明細表

(単位：百万円)

個人保険	個人年金保険	団体保険	平成15年度 合 計	平成14年度 合 計
2,273	179	—	2,452	1,929

(14) 減価償却費明細表

(単位：百万円)

区 分	取得原価	当期償却額	償却累計額	当期末残高	償却累計率
動 産	88	11	54	34	61.3
そ の 他	1,004	191	707	297	70.4
合 計	1,092	203	761	331	69.7

(15) 事業費明細表

(単位：百万円)

区 分	平成14年度	平成15年度
営 業 活 動 費	981	944
営 業 管 理 費	24	29
一 般 管 理 費	1,617	1,986
合 計	2,623	2,961

(16) 税金明細表

(単位：百万円)

区 分	平成14年度	平成15年度
国 税	15	13
消 費 税	8	8
印 紙 税	6	5
そ の 他 の 国 税	—	—
地 方 税	44	48
地 方 消 費 税	2	2
法 人 事 業 税	40	45
固 定 資 産 税	0	0
事 業 所 税	0	0
そ の 他 の 地 方 税	0	—
合 計	59	61

(17) リース取引

該当ありません。

VII - 4 資産運用に関する指標

(1) 資産運用の概況

① 平成 15 年度の資産の運用状況

イ. 運用環境

平成 15 年度はイラク戦争後の世界経済の安定・回復期待がテーマとなりましたが、4 月以降戦争関連のネガティブな影響や SARS 拡大懸念等の不確実性が徐々に払拭されるにつれて、当初の「世界的な景気不透明感とデフレ圧力の強まり」から「過度の景気悲観論の修正」へ、更には「景気回復局面の長期化とデフレ脱却期待の高まり」へと景況観は変化していきました。

かかる状況を反映して、国内株式市場においては 4 月こそ下落傾向となりましたが、銀行への公的資金注入による過度の金融不安の後退を契機とした海外投資家の継続的日本株買いにより上昇基調を強め、年度末終値は日経平均で 11,700 円台となり、総じて堅調な展開が続きました。

長期金利については、デフレ長期化観測、日銀の追加金融緩和等で 6 月中旬には 10 年国債利回りが 0.5 % を下回りましたが、過度の景気悲観論の後退から一転して景気回復期待が広がる中、長期金利は上昇基調を継続し、9 月上旬には 1.6 % 台となりました。下期は概ね 1.2 ~ 1.5 % 程度のボックス圏で推移し年度末は 1.4 % 台となりました。

円相場については、米国経済の先行き不安、米国政府のドル安容認観測、FRB の利下げ観測等から期初の 120 円台より徐々にドル高修正が進む中、9 月下旬の G7 共同声明における本邦通貨当局の大規模介入の事実上の否定により一気に 110 円割れとなりました。下期も円高基調で推移し、年度末は 103 円台となりました。

ロ. 当社の運用方針

資金の性格に鑑み、安全性を基本としつつ、長期、安定的な収益を確保できる資産構築を目指し、国内公社債への投資を軸とした運用方針としました。

市場動向やリスク許容度を勘案し、国内株式及び外貨建資産については積極的な投資は控えることとしました。また、超低金利下における利配収入を補うべく、マーケットリスクに留意しつつ保有資産を背景としたオプション取引を一部活用するとともに、適宜保有資産の売却も実施し実質収益の拡大を図りました。

金融環境の変化に対応し、効率的運用を行うと同時に、資産の健全性を高めるよう努めております。

ハ. 運用実績の概況

平成 15 年度末の一般勘定資産（総資産）は、前年度末から 5,226 百万円増加し、45,387 百万円となりました。主な内訳は公社債の 36,491 百万円で、総資産構成比 80.4 % であります。

資産運用収益は、利息・配当金収入が 730 百万円、収益全体では 863 百万円となりました。一方、資産運用費用は 71 百万円となり、資産運用損益合計では 792 百万円となりました。

平成 15 年度末の含み損益（時価と帳簿価額との差損益）は、838 百万円（主な内訳は公社債 576 百万円、株式の 291 百万円）となりました。

Ⅶ 業務の状況を示す指標

② ポートフォリオの推移

イ. 資産の構成

(単位：百万円、%)

区 分	平成14年度末		平成15年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
現預金・コールローン	3,104	7.7	2,834	6.2
買 現 先 勘 定	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—	—	—
金 銭 の 信 託	—	—	—	—
有 価 証 券	34,509	85.9	39,824	87.7
公 社 債	31,459	78.3	36,491	80.4
株 式	538	1.3	637	1.4
外 国 証 券	1,207	3.0	1,168	2.6
公 社 債	1,207	3.0	1,168	2.6
株 式 等	—	—	—	—
その他の証券	1,303	3.2	1,527	3.4
貸 付 金	1,007	2.5	1,218	2.7
保 険 約 款 貸 付	1,007	2.5	1,218	2.7
一 般 貸 付	—	—	—	—
不 動 産	—	—	—	—
繰 延 税 金 資 産	—	—	—	—
そ の 他	1,540	3.8	1,509	3.3
貸 倒 引 当 金	—	—	—	—
合 計	40,161	100.0	45,387	100.0
うち外貨建資産	261	0.7	227	0.5

ロ. 資産の増減

(単位：百万円)

区 分	平成14年度	平成15年度
現預金・コールローン	262	△269
買 現 先 勘 定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—
金 銭 の 信 託	—	—
有 価 証 券	6,303	5,315
公 社 債	9,008	5,031
株 式	△1,828	99
外 国 証 券	△974	△39
公 社 債	△974	△39
株 式 等	—	—
その他の証券	98	223
貸 付 金	280	211
保 険 約 款 貸 付	280	211
一 般 貸 付	—	—
不 動 産	—	—
繰 延 税 金 資 産	—	—
そ の 他	△1,600	△30
貸 倒 引 当 金	—	—
合 計	5,245	5,226
うち外貨建資産	△424	△33

Ⅶ 業務の状況を示す指標

(2) 運用利回り

(単位：%)

区 分	平成14年度	平成15年度
現預金・コールローン	0.01	0.00
買 現 先 勘 定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—
金 銭 の 信 託	—	—
公 社 債	2.54	2.14
株 式	112.51	4.40
外 国 証 券	4.04	3.08
貸 付 金	3.29	3.24
うち一般貸付	—	—
不 動 産	—	—

一 般 勘 定 計	4.56	1.91
-----------	------	------

(注) 利回り計算式の分母は帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は経常損益中、資産運用収益－資産運用費用として算出した利回りです。

(3) 主要資産の平均残高

(単位：百万円)

区 分	平成14年度	平成15年度
現預金・コールローン	3,259	3,601
買 現 先 勘 定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—
金 銭 の 信 託	—	—
公 社 債	26,035	32,677
株 式	810	344
外 国 証 券	1,583	1,160
貸 付 金	878	1,095
うち一般貸付	—	—
不 動 産	—	—

一 般 勘 定 計	36,633	41,519
うち海外投融資	1,583	1,160

(4) 資産運用収益明細表

(単位：百万円)

区 分	平成14年度	平成15年度
利息及び配当金等収入	670	730
商品有価証券運用益	—	—
金銭の信託運用益	—	—
売買目的有価証券運用益	—	—
有価証券売却益	1,169	133
有価証券償還益	8	—
金融派生商品収益	—	—
為替差益	—	—
その他運用収益	—	—
合 計	1,847	863

(5) 資産運用費用明細表

(単位：百万円)

区 分	平成14年度	平成15年度
支 払 利 息	0	0
商品有価証券運用損	—	—
金銭の信託運用損	—	—
売買目的有価証券運用損	—	—
有価証券売却損	100	70
有価証券評価損	—	—
有価証券償還損	—	—
金融派生商品費用	74	0
為 替 差 損	0	—
貸倒引当金繰入額	—	—
貸付金償却	—	—
賃貸用不動産等減価償却費	—	—
そ の 他 運 用 費 用	0	0
合 計	176	71

(6) 利息及び配当金等収入明細表

(単位：百万円)

区 分	平成14年度	平成15年度
預 貯 金 利 息	0	0
有価証券利息・配当金	640	694
公 社 債 利 息	554	643
株 式 配 当 金	22	7
外国証券利息配当金	58	35
貸 付 金 利 息	28	35
不 動 産 賃 貸 料	—	—
そ の 他 共 計	670	730

(7) 有価証券売却益明細表

(単位：百万円)

区 分	平成14年度	平成15年度
国 債 等 債 券	236	133
株 式 等	929	—
外 国 証 券	3	—
そ の 他 共 計	1,169	133

(8) 有価証券売却損明細表

(単位：百万円)

区 分	平成14年度	平成15年度
国債等債券	46	70
株式等	53	—
外国証券	—	—
その他共計	100	70

(9) 有価証券評価損明細表

(単位：百万円)

区 分	平成14年度	平成15年度
国債等債券	—	—
株式等	—	—
外国証券	—	—
その他共計	—	—

(10) 商品有価証券明細表

該当ありません。

(11) 商品有価証券売買高

該当ありません。

(12) 有価証券明細表

(単位：百万円、%)

区 分	平成14年度末		平成15年度末	
	金額	占率	金額	占率
国債	5,575	16.2	11,335	28.5
地方債	—	—	—	—
社債	25,883	75.0	25,156	63.2
うち公社・公団債	1,217	3.5	1,357	3.4
株式	538	1.6	637	1.6
外国証券	1,207	3.5	1,168	2.9
公社債	1,207	3.5	1,168	2.9
株式等	—	—	—	—
その他の証券	1,303	3.8	1,527	3.8
合計	34,509	100.0	39,824	100.0

Ⅶ 業務の状況を示す指標

(13) 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分	平成14年度末						
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定 めのないも のを含む)	合 計
国 債	—	—	1,807	206	840	2,721	5,575
地 方 債	—	—	—	—	—	—	—
社 債	505	1,561	1,288	3,604	8,891	10,033	25,883
株 式						538	538
外 国 証 券	—	—	787	—	206	214	1,207
公 社 債	—	—	787	—	206	214	1,207
株 式 等	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	1,303	1,303
合 計	505	1,561	3,883	3,811	9,937	14,810	34,509

(単位：百万円)

区 分	平成15年度末						
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定 めのないも のを含む)	合 計
国 債	—	738	99	—	1,915	8,581	11,335
地 方 債	—	—	—	—	—	—	—
社 債	606	1,102	1,801	3,810	8,091	9,742	25,156
株 式						637	637
外 国 証 券	—	438	320	204	—	204	1,168
公 社 債	—	438	320	204	—	204	1,168
株 式 等	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	1,527	1,527
合 計	606	2,279	2,220	4,015	10,007	20,694	39,824

Ⅶ 業務の状況を示す指標

(14) 保有公社債の期末残高利回り

(単位：%)

区 分	平成14年度末	平成15年度末
公 社 債	2.24	2.00
外 国 公 社 債	3.24	3.05

(15) 業種別株式保有明細表

(単位：百万円、%)

区 分		平成14年度末		平成15年度末	
		金額	占率	金額	占率
水産・農林業		—	—	—	—
鉱業		—	—	—	—
建設業		—	—	—	—
製 造 業	食料品	32	6.1	48	7.6
	繊維製品	7	1.5	10	1.7
	パルプ・紙	—	—	—	—
	化学	53	9.9	60	9.5
	医薬品	221	41.2	232	36.4
	石油・石炭製品	—	—	—	—
	ゴム製品	—	—	—	—
	ガラス・土石製品	—	—	—	—
	鉄鋼	—	—	—	—
	非鉄金属	—	—	—	—
	金属製品	—	—	—	—
	機械	—	—	—	—
	電気機器	106	19.8	118	18.6
輸送用機器	52	9.8	77	12.2	
精密機器	—	—	—	—	
その他製品	—	—	—	—	
電気・ガス業		25	4.8	28	4.5
運 輸 ・ 情 報 通 信 業	陸運業	30	5.6	51	8.0
	海運業	—	—	—	—
	空運業	—	—	—	—
	倉庫・運輸関連業	—	—	—	—
情報・通信業		6	1.3	10	1.6
商 業	卸売業	—	—	—	—
	小売業	—	—	—	—
金 融 ・ 保 険 業	銀行業	—	—	—	—
	証券・商品先物取引業	—	—	—	—
	保険業	—	—	—	—
	その他金融業	—	—	—	—
不動産業		—	—	—	—
サービス業		—	—	—	—
合 計		538	100.0	637	100.0

(16) 貸付金明細書

(単位：百万円)

区 分	平成14年度末残高	平成15年度末残高
保 険 約 款 貸 付	1,007	1,218
契 約 者 貸 付	682	813
保 険 料 振 替 貸 付	325	405
一 般 貸 付 (うち非居住者貸付)	— (—)	— (—)
企 業 貸 付 (うち国内企業向け)	— (—)	— (—)
国・国際機関・政府関係機関貸付	—	—
公 共 団 体 ・ 公 企 業 貸 付	—	—
住 宅 ロ ー ン	—	—
消 費 者 ロ ー ン	—	—
そ の 他	—	—
合 計	1,007	1,218

(17) 貸付金残存期間別残高

該当ありません。

(18) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳

該当ありません。

(19) 貸付金業種別内訳

該当ありません。

(20) 貸付金使途別内訳

該当ありません。

(21) 貸付金地域別内訳

該当ありません。

(22) 貸付金担保別内訳

該当ありません。

(23) 不動産及び動産明細表

① 不動産及び動産の明細

(単位：百万円)

区 分	前期末 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	当 期 償 却 額	当期末 残 高	償 却 累 計 額	償 却 累 計 率
平成14年度 動 産	27	4	2	9	20	68	76.7
合 計	27	4	2	9	20	68	76.7
平成15年度 動 産	20	27	2	11	34	54	61.3
合 計	20	27	2	11	34	54	61.3

(注) 償却累計率は、取得価額に対する償却累計額の割合です。

② 不動産残高及び賃貸用ビル保有数

該当ありません。

(24) 不動産動産等処分益明細表

該当ありません。

(25) 不動産動産等処分損明細表

(単位：百万円)

区 分	平成14年度	平成15年度
不 動 産	—	—
動 産	2	2
そ の 他	—	—
合 計	2	2

(26) 賃貸用不動産等減価償却費明細表

該当ありません。

(27) 海外投融资の状況

① 資産別明細

イ. 外貨建資産

(単位：百万円、%)

区 分	平成14年度末		平成15年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
公 社 債	260	21.6	227	19.4
株 式	—	—	—	—
現 預 金 ・ そ の 他	—	—	—	—
小 計	260	21.6	227	19.4

ロ. 円貨額が確定した外貨建資産

(単位：百万円、%)

区 分	平成14年度末		平成15年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
公 社 債	—	—	—	—
現 預 金 ・ そ の 他	—	—	—	—
小 計	—	—	—	—

Ⅶ 業務の状況を示す指標

ハ、円貨建資産

(単位：百万円、%)

区 分	平成14年度末		平成15年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
非 居 住 者 貸 付	—	—	—	—
公社債(円建外債)・その他	947	78.4	941	80.6
小 計	947	78.4	941	80.6

ニ、合 計

(単位：百万円、%)

海 外 投 融 資	1,207	100.0	1,168	100.0
-----------	-------	-------	-------	-------

② 地域別構成

(単位：百万円、%)

区 分	平成14年度末							
	外国証券		公 社 債		株 式 等		非居住者 貸付	
	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率
北 米	260	21.6	260	21.6	—	—	—	—
ヨーロッパ	513	42.6	513	42.6	—	—	—	—
オセアニア	—	—	—	—	—	—	—	—
アジア	214	17.7	214	17.7	—	—	—	—
中南米	—	—	—	—	—	—	—	—
中 東	—	—	—	—	—	—	—	—
アフリカ	—	—	—	—	—	—	—	—
国際機関	219	18.1	219	18.1	—	—	—	—
合 計	1,207	100.0	1,207	100.0	—	—	—	—

(単位：百万円、%)

区 分	平成15年度末							
	外国証券		公 社 債		株 式 等		非居住者 貸付	
	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率
北 米	227	19.4	227	19.4	—	—	—	—
ヨーロッパ	524	44.9	524	44.9	—	—	—	—
オセアニア	—	—	—	—	—	—	—	—
アジア	204	17.5	204	17.5	—	—	—	—
中南米	—	—	—	—	—	—	—	—
中 東	—	—	—	—	—	—	—	—
アフリカ	—	—	—	—	—	—	—	—
国際機関	211	18.1	211	18.1	—	—	—	—
合 計	1,168	100.0	1,168	100.0	—	—	—	—

③ 外貨建資産の通貨別構成

(単位：百万円、%)

区 分	平成14年度末		平成15年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
米 ド ル	260	100.0	227	100.0
合 計	260	100.0	227	100.0

(28) 海外投融資利回り

(単位：%)

平成14年度	平成15年度
4.04	3.08

(29) 公共関係投融資の概況（新規引受額、貸出額）

該当ありません。

(30) 各種ローン金利

該当ありません。

(31) その他の資産明細表

(単位：百万円)

資産の種類	取得原価	当期増加額	当期減少額	減価償却 累 計 額	期末残高	摘 要
無形固定資産	4	—	—	—	4	
繰 延 資 産	1,004	70	—	707	297	税法上の繰延資産
そ の 他	0	—	—	—	0	
合 計	1,009	70	—	707	301	

Ⅶ - 5 有価証券等の時価情報（一般勘定）

当社の勘定はすべて一般勘定で、前記Ⅶ - 8のとおりです。

VIII - 1 リスク管理態勢について

生命保険事業を取り巻く環境の変化とともに、経営上のリスクは多様化・複雑化しています。当社では経営の健全性を確保するためには保険引受・資産運用・流動性・事務・システムなどの各種リスクを的確に把握し、管理することが必須であるとの認識に立ち、取締役会においてリスク管理の方針を決定し、リスク管理体制を構築しております。

具体的には、経営上の各種リスクを統括管理する体制を実現する目的で、社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置するとともに、各リスクを管理する部門として保険引受リスク管理部、運用リスク管理部、事務リスク管理部、システムリスク管理部を設置しております。各リスク管理部門においては、リスクの種類に応じた測定・モニタリング・管理等の手法を構築し、適切なリスク管理が行えるようリスク管理体制の徹底を図っております。

また、商法の定めによる監査役3名が取締役の業務執行に対して監査にあたっているほか、会計に関する事項については、商法特例法に基づいて新日本監査法人の会計監査を受けております。このほか、検査室による内部監査を通じて業務の適正化と効率化に努めており、業務管理体制の強化に取り組んでおります。

VIII - 2 コンプライアンス（法令等遵守）推進体制について

コンプライアンスとは法令だけにとどまらずに、社会一般の倫理・ルールや社内規定などを確実に遵守することであり、その目的は当社の事業運営を維持し、お客様の信頼にお応えすることです。そのため、当社では、社会・公共性の高い生命保険業を営む会社として、社会からの信頼を得、事業を展開していくうえで、コンプライアンスの重要性を認識し、コンプライアンス推進体制を構築しております。

(1) 法令等遵守に係わる基本方針

役員・社員は、保険事業が高い公共性を有し、広く社会・経済に貢献するという重大な責務を負っているとの認識のもと、自己責任原則に基づき、法令・定款・社会規範および社内規定等を厳格に遵守し、公平かつ公正な事業運営を行います。

(2) 推進体制

役員・社員に対して法令をはじめ社会一般に求められる倫理やモラル、社内の諸規定を含めたルールの徹底を図る目的で社長を委員長とする「法令遵守委員会」を設置しています。また、各部・室におけるコンプライアンスを徹底し、取組を円滑に進めるためにコンプライアンス推進担当者を配置し、コンプライアンス推進担当者をメンバーとする「法令遵守部会」を設け、法令遵守委員会の検討事項に関する案の策定等を行っております。各部・室においては、的確な業務運営を行うべくコンプライアンス各施策の徹底を図っております。

VIII - 3 個人データ保護について

当社では、お客様の保険契約の情報につきましては、個人情報の保護の観点から厳密に管理を行っております。

まず、業務上必要な個人データの収集範囲につきましては、保険医療等に関する個人データを含め、保険業法をはじめ法令等に規定される業務を遂行するために必要な範囲にとどめております。

また、お客様の情報の利用に当たっては、業務上必要な範囲に限ることとし、外部への情報提供は業務上必要な場合やお客様本人の同意がある場合、あるいは法令の規定による場合、お客様の利益・公共の利益のために必要な場合に限っております。また、お客様ご本人から情報の開示を受けた時は、ご本人であることを確認させていただいたうえで情報開示を行う等、個人情報の保護には十分留意し業務を遂行しております。

Ⅷ - 4 勧誘方針について

当社では、お客様のご期待にお応えできるより良い商品・サービスを提供し、お客様からの信頼にお応えするために勧誘方針を次のように定めました。

1. ライフスタイルに合ったより良い商品・サービスを提供いたします。

お客様のライフスタイルに合ったより良い商品・サービスの提供を行うために、勧誘にあたってはコンサルティング活動を通じて、適切な情報の提供をするとともに、お客様のご意向と実情に配慮した勧誘を行います。

2. 契約内容を十分に説明し、ご理解いただいた上でご契約いただきます。

お客様への勧誘に際しては、お客様のご意向に沿って、ご無理のない時間・場所等十分な配慮に努めます。また、お客様からご契約のお申込み等をお受けする際には、ご契約に関する重要事項を書面で説明し、ご理解、ご納得していただいた上でご契約いただきます。

3. お客様のプライバシー保護に十分配慮いたします。

お客様の情報は、原則としてお客様本人の同意がある場合、あるいは法令の規定が必要な場合以外は開示しません。なお、お客様ご本人から情報の開示について要請を受けた時は、ご本人であることを確認させていただいた上で情報開示を行なう等、お客様のプライバシー保護には十分配慮します。

4. 募集ルールに合った適正な販売を行います。

金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法、保険業法等、各種法令等を遵守して適正な販売を行います。

事実でない情報をお伝えしたり、将来において不確定なことがらについて断定的な説明は行いません。

IX. 特別勘定の状況

本項目は該当ありません。

X. 保険会社及びその子会社等の状況

本項目は該当ありません。

共栄火災しんらい生命保険株式会社

本社 〒179-0075 東京都練馬区高松 5-8-20

T E L . 03-5372-2100 (代表)

本誌に関するお問い合わせ 経営企画部 03-5372-2107

本冊子は保険業法第 111 条に基づき作成しております。

共栄火災しんらい生命保険株式会社

本社 〒179-0075 東京都練馬区高松 5-8-20 J-CITY ビル ☎03(5372)2100(代)
ホームページアドレス <http://www.kyoeikasai.co.jp/ss/top.htm>